



かわごえ 子育て プラン

川越市次世代育成支援対策行動計画

後期
計画

平成22年度～26年度

平成22年3月
川 越 市

ごあいさつ

少子化が急速に進行する中、我が国は、平成17年に初めて総人口が減少に転じました。平成18年の将来人口推計によりますと、今後一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示しております。

こうした状況の下、本市では、平成17年3月、「子どもと親と地域とがともに育ち支えあうまち川越」を基本理念とした「かわごえ子育てプラン（川越市次世代育成支援対策行動計画・前期計画）」を策定し、児童福祉だけでなく、教育、環境、まちづくり等行政のあらゆる分野で総合的、重点的に子育て支援に取り組んでまいりました。



この度、平成22年度からスタートいたします後期計画を策定するに当たり、市民の皆様方のご意見や、新たなニーズ等を本計画に反映するため、市民ニーズ調査、ひとり親家庭へのニーズ調査、事業主へのアンケート調査のほか、公聴会、意見公募等を実施いたしました。

また、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び川越市次世代育成支援対策地域協議会からご意見をいただきつつ、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、前期計画の点検・評価、個別施策の見直し等を行ってまいりました。

こうしたプロセスを経て、本計画は、新たに「仕事と生活の調和」という視点を加え、行政だけでなく、家庭、学校、地域、事業主等が連携・協力しながら、子どもを産み、育てることの喜びを実感することができる地域社会の実現を目指しております。

今後は、本計画に基づき、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、「子育てしやすいまち」の実現に向け、全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び川越市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様方にご尽力をいただいたほか、多くの市民の皆様、関係機関、事業所等の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

川越市長 川合善明

目 次

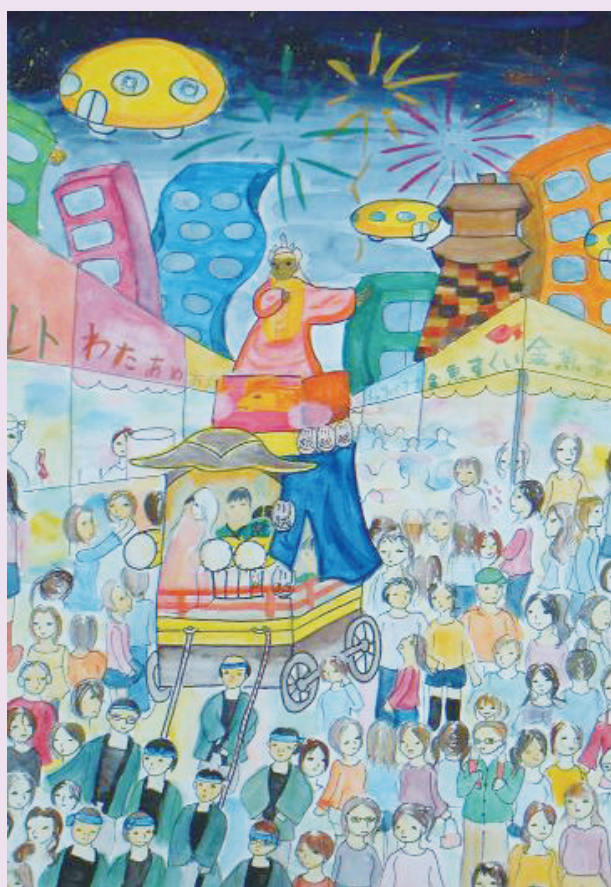
第1章	川越市次世代育成支援対策行動計画について	5
1	計画の概要	7
(1)	計画策定の趣旨	7
(2)	計画の性格・位置づけ	9
(3)	計画の期間	10
(4)	計画の策定経過	10
2	計画策定の背景	11
(1)	少子化の現状	11
(2)	家庭や地域の状況	16
(3)	子どもの状況（「平成20年度ニーズ調査」より）	19
第2章	計画の基本的な考え方	25
1	行動計画において大切にする視点	27
(1)	子どもの幸せを第一に考える視点	27
(2)	子育ての喜びを感じあえる視点	27
(3)	親も子どもとともに育ちあう視点	27
(4)	次代の親が育つ視点	27
(5)	地域ぐるみで子育てを支えあう視点	27
(6)	仕事と生活の調和を実現する視点	27
(7)	子育て情報の輪を広げる視点	28
(8)	市と事業所と地域とが協力しあう視点	28
(9)	川越の地域特性を大切にする視点	28
2	基本理念	29
3	基本目標	30
	目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	30
	目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	30
	目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	30
	目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	30
	目標5：子育てを地域で支える仕組みづくりの推進	31
	目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進	31
	目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	31
4	計画の体系	32
第3章	前期計画の達成見込み	33
1	前期計画の達成見込み	35
	目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	35
	目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	36
	目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	37
	目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	38

目標 5 : 子育てを地域で支える仕組づくりの推進	39
目標 6 : 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	40
目標 7 : 子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	41
2 前期計画目標事業量設定事業の達成見込み	42
第4章 計画の推進	43
1 施策目標と個別施策	45
目標 1 : 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	45
1－(1) 子どもと親の健康の確保・増進	45
1－(2) 「食育」の推進	47
1－(3) 思春期保健対策の充実	48
1－(4) 小児医療の充実	49
目標 2 : 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	49
2－(1) 次代の親の育成	49
2－(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	50
2－(3) 家庭や地域の教育力の向上	52
目標 3 : 子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実 ..	53
3－(1) 親の学びの機会の充実	53
3－(2) 親の社会参画の機会の充実	53
目標 4 : 仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	54
4－(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	54
4－(2) 仕事と子育ての両立の推進	55
目標 5 : 子育てを地域で支える仕組づくりの推進	56
5－(1) 地域における子育て支援サービスの充実	56
5－(2) 保育サービスの充実	57
5－(3) 子どもの健全育成の取組	58
5－(4) 体験活動・交流の促進	60
5－(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり	61
5－(6) 子育て情報提供の充実	61
目標 6 : 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	62
6－(1) 児童虐待防止対策の充実	62
6－(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	63
6－(3) 障害児施策の充実	64
目標 7 : 子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	65
7－(1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保	65
7－(2) 安全な道路交通環境の整備	66
7－(3) 安全・安心なまちづくり	66
7－(4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	67
7－(5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進	68
7－(6) 被害に遭った子どもの支援の推進	69

2 重点施策	70
目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進	70
目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	70
目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実	70
目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実	71
目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進	71
目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進	72
目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進	72
第5章 計画の推進に向けて	73
1 推進体制の整備	75
(1) 庁内体制の整備	75
(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会	75
(3) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	75
2 市民及び関係機関等との連携	76
3 財源の確保	76
資料編	77
1 策定体制	79
2 策定経過	80
(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	80
(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会	83
(3) 川越市次世代育成支援対策推進委員会	85
(4) 次世代育成支援対策プロジェクト会議	88
(5) 次世代育成に関する子どもたちの作文・絵画募集	88
(6) 事業主への子育て支援に関するアンケート調査	89
(7) 次世代育成支援に関するアンケート調査	89
(8) 関係団体との懇談会	90
(9) ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査	90
(10) 公聴会	91
(11) 意見公募	92



第 1 章 川越市次世代育成支援対策行動計画について



「未来の川越祭」
野村 瑤子さん

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

① 少子化の進行

我が国の出生数は、第1次ベビーブーム期※には年間約270万人でしたが、昭和59年には150万人台を割り込み、平成3年以降は緩やかな減少傾向が続いています。また、合計特殊出生率※は、現状の人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回ったままとなっています。

これに伴い、0歳から14歳までの年少人口も減少しており、総人口に占める割合は昭和25年の35.4%から平成19年には13.5%まで低下しております。

こうした少子化の進行は、労働力人口の減少、社会保障負担等の増加、地域社会の活力の減退、子どもの社会性や自主性の低下など、社会経済全体に影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるためには、安心して子育てができる地域社会づくりが喫緊の課題とされています。

※第1次ベビーブーム期：昭和22年から昭和24年

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するものです。

② 国の少子化対策の動向

ア：エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成2年の「1.57ショック（合計特殊出生率）」を契機に、出生率の低下と子どもの人口が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討をはじめました。

平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（10年計画）を策定し、同プランを実施するため、特に保育分野の整備を図るための「緊急保育対策5か年計画」をあわせて策定しました。

引き続き少子化傾向が進む中、エンゼルプランの中間期にあたる平成11年に「少子化対策推進基本方針」が決定され、それに基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されました。

「新エンゼルプラン」は、母子保健、地域や学校の環境、住まいづくり、仕事と子育て両立のための雇用環境整備などの考え方も盛り込まれた幅広いものでした。

イ：少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

このような取り組みにもかかわらず、少子化は依然として進行したため、平成14年9月には、厚生労働省により「少子化対策プラスワン」がとりまとめられました。平成15年3月には、「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」により、政府・地方

公共団体・企業等が一体となり、次世代育成支援を社会全体で進めることとされました。さらに平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が同時成立しました。

「少子化社会対策基本法」は、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するための基本法であり、その後、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月）、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年12月）が制定されました。

それらの大綱やプランの中では、雇用環境の整備、保育サービスなどの充実、地域社会における子育て支援体制、母子保健医療体制の充実など、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発の方向などを基本的施策として定めています。

「次世代育成支援対策推進法」は、「少子化社会対策基本法」の趣旨を受け、社会全体で10年間の次世代育成支援対策に関する集中的・計画的な取り組みを促進することを目的としています。また、「次世代育成支援対策推進法」では、自治体に対し特定事業主行動計画の策定を、また、301人以上の労働者を雇用する事業主に対し一般事業主行動計画の策定を義務づけています。平成20年11月に「次世代育成支援対策推進法」の一部改正が行われ、平成23年4月1日から一般事業主行動計画の策定義務事業主は従業員が101人以上の企業となり、100人未満の事業主（企業）には策定の努力義務が設けられました。

ウ：新しい少子化対策

平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月に少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」は、①社会全体の意識改革と、②子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という2点を重視し、具体的な施策を掲げています。

エ：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針

平成18年12月の将来推計人口によれば、少子高齢化の一層厳しい見通しを示しており、社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論などを経て、平成19年2月に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」（以下、「重点戦略検討会議」という。）が設置されました。重点戦略検討会議は同年6月に中間報告を出し、重点戦略策定の方向性として「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」や「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」を示しました。

重点戦略検討会議の中間報告や各方面から仕事と生活の調和の重要性が指摘され、その認識が広まりをみせる中、平成19年7月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられました。この会議により、同年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下、「憲章及び行動指針」という。）が策定されました。

憲章及び行動指針が策定された同日、重点戦略検討会議では「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、国民の希望する結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの取り組みを「車の両輪」として同時並行的に進めていくことが必要不可欠であるとしています。なお、憲章及び行動指針は、重点戦略の「車の両輪」の一方である「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の方向性や取り組みを示しています。

③川越市の少子化対策

本市では、第二次川越市総合計画のもと、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」を策定し、保育対策の充実、児童育成の充実、母子保健・医療の充実を図ってきました。

その後、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「川越市次世代育成支援対策行動計画」を、広く市民の意向を調査する中で策定しました。

この計画は、平成17年度を初年度として5年間を前期とし、その後の5年間を後期とした10年間の計画です。市では、この前期計画に基づき、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働して推進してきました。

前期計画の策定以降は、市民、学識経験者、関係機関、子育てにかかわる団体等の委員で構成された川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び川越市次世代育成支援対策地域協議会にて、毎年、事業の進捗状況や実施内容などについての評価を行ってきました。

④本計画の目的

本計画は、未来の川越を担う子どもが健やかに生まれ、育つことのできる地域社会の形成に資することを目的に、子どもの立場・視点を最大限尊重した、「川越市次世代育成支援対策行動計画」の後期計画として策定するものです。

（２）計画の性格・位置づけ

①次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づくものであり、平成22年度から5年間の次世代育成支援対策を推進するための基本的な計画です。

②保育計画等を包めた計画

本計画は、保育計画、母子保健計画、母子家庭等自立支援計画を包めた計画です。

③他の計画との整合性を確保

本計画は、「川越市総合計画」を始め、関連する各種計画との整合性を確保して策定しました。

④市の現状を踏まえ、市民参加・情報公開で策定する計画

本計画は、人口の動向など市の現状を踏まえるとともに、アンケート調査を始め市民の意見を反映する各種の措置を講ずることにより、市民参加で策定する計画です。この計画を策定または変更したときは遅滞なく公表し、適時適切に広く市民に周知を図ります。

（３）計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、計画期間を10 年間としており、平成17 年度から平成21 年度までの5年間を前期計画期間、その後、平成22 年度から平成26 年度までの5年間を後期計画期間としています。本計画は、この後期計画となるものです。

（４）計画の策定経過

平成20年度は、策定に係る基礎資料を得るため、市民ニーズ調査、事業主へのアンケート調査等を行うとともに、進捗状況の点検・評価、個別施策の見直し等を行いました。また、次代を担う子どもたちが考えている将来の夢や希望、未来の川越等を認識するため、小・中学生を対象に作文・絵画の募集を行いました。

平成21年度は、ひとり親家庭の意識や生活実態を把握するため、ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査を行うとともに、関係団体との懇談会、公聴会、意見公募等により市民及び関係機関・団体等の意見を聴取しながら、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、川越市次世代育成支援対策地域協議会において原案を審議していただきました。

2 計画策定の背景

(1) 少子化の現状

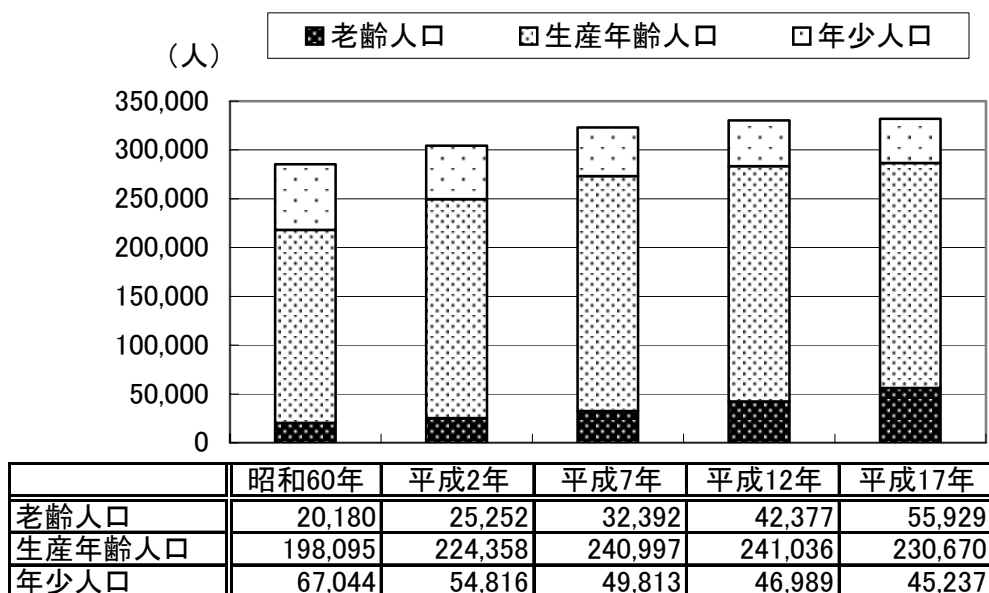
①総人口は増加してきたが、近年、増加数は低下

本市の総人口は、国勢調査で昭和60年（1985年）の285,437人から平成17年（2005年）の333,795人へと大きく増加しましたが、近年は増加傾向は次第に低下しています。

②少子高齢化が進行

年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）別の人口構成を見ると、年少人口（15歳未満の人口）は昭和60年の23.5%から減少を続け、平成17年には13.6%にまで低下しています。一方、老年人口（65歳以上の人口）は昭和60年の7.1%から平成17年の16.9%へ増加し、少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。（図1）

図1：年齢3区分別人口の推移



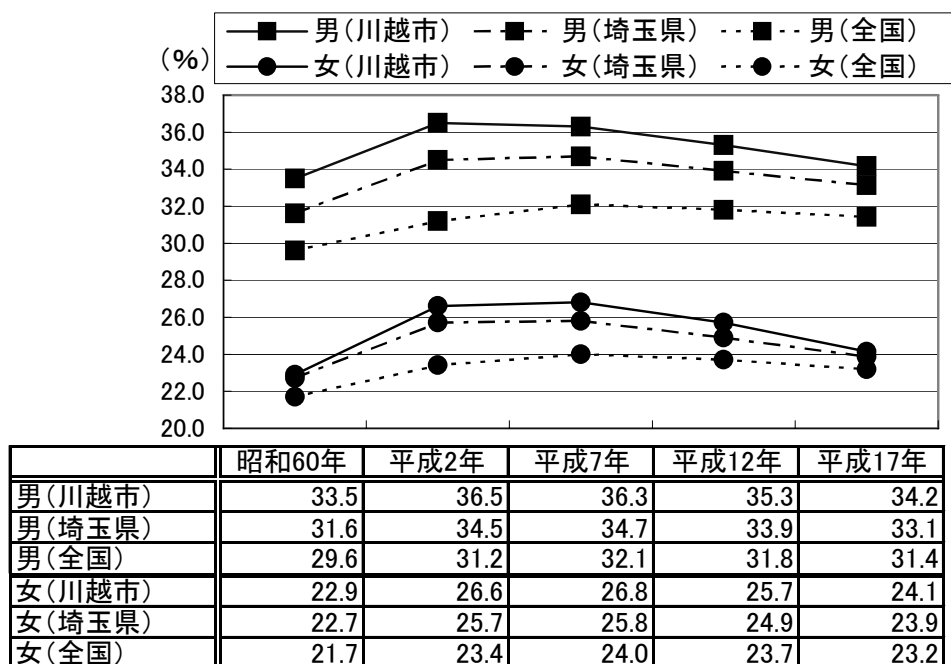
（注）国勢調査による（各年の年齢3区分別人口には「年齢不詳」は含まれていません）

③少子化の要因：未婚化・晩婚化・夫婦から生まれる子どもの数の減少

少子化の要因としては、未婚化、晩婚化、結婚している夫婦から生まれる子どもの数の減少が考えられています。これらの要因により、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する合計特殊出生率が低下している状況です。

本市の未婚率については、平成17年に男性が34.2%（全国では31.4%）、女性が24.1%（全国では23.2%）となっており、昭和60年以降、全国及び埼玉県を常に上回っています。特に男性の未婚率が高い傾向にあります。（図2）

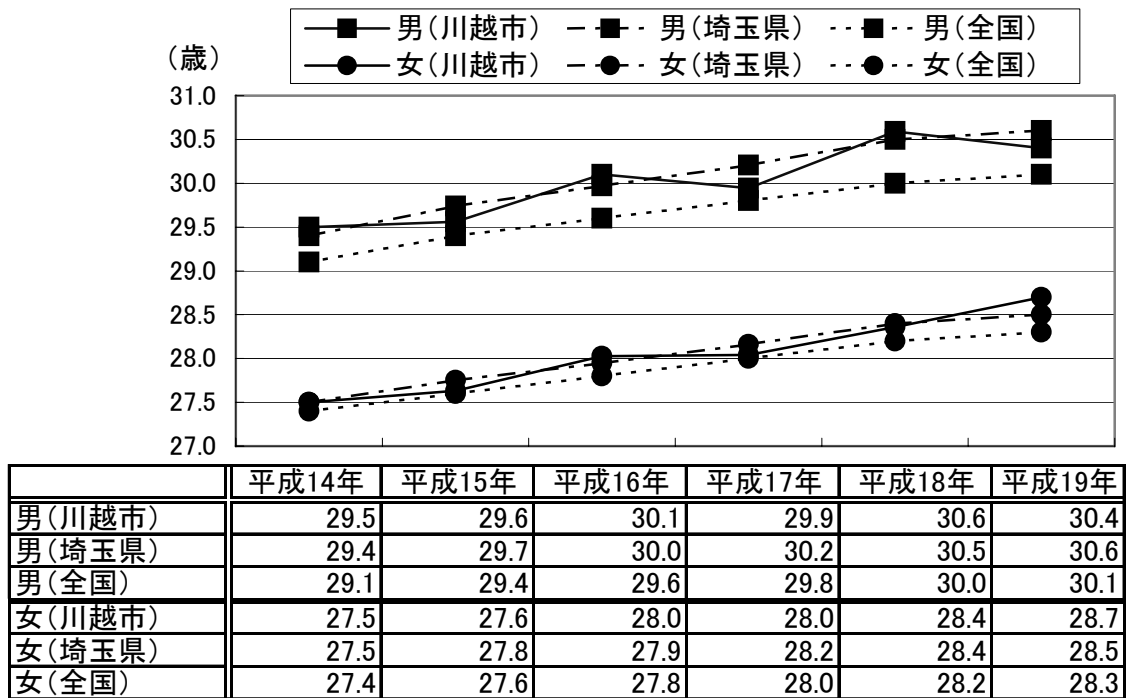
図2：未婚率の推移



（注）国勢調査による

また、川越市の平均初婚年齢は、平成19年には男性が30.4歳（全国では30.1歳）、女性が28.7歳（全国では28.3歳）となっており、全国平均をやや上回っています。特に女性が、前年に比べ0.3歳上がっており、全国や埼玉県との推移に比べ、晩婚化が進んでいる傾向にあります。（図3）

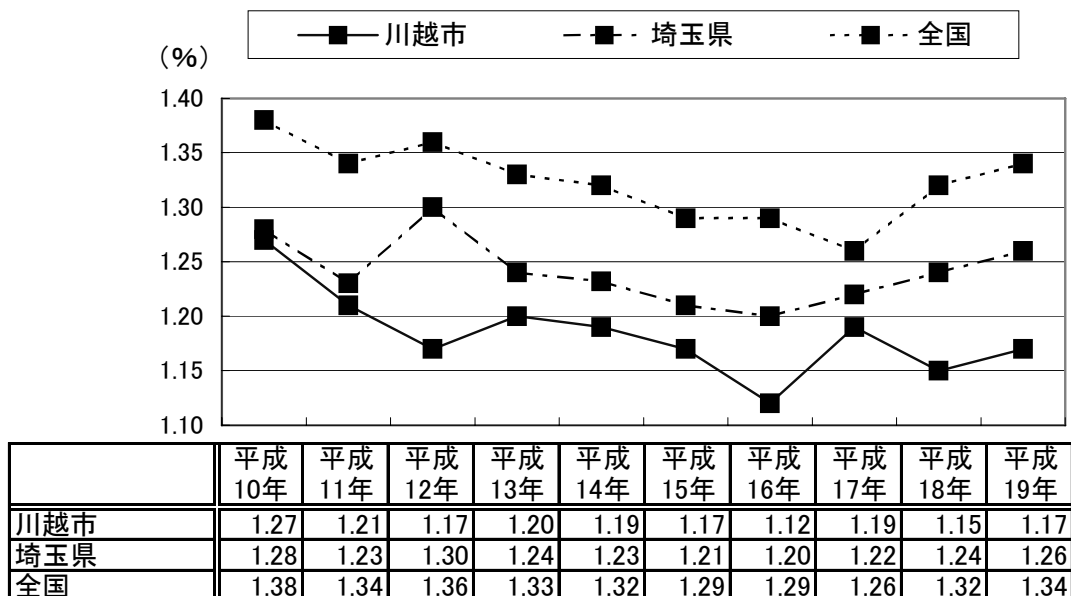
図3：平均初婚年齢の推移



（注）全国：厚生労働省 HP、埼玉県・川越市：彩の国統計情報館 HP による

本市の合計特殊出生率も平成10年の1.27から平成18年の1.15まで、平成13年と平成17年に一時的に上がったことを除いては、年々低下の傾向となっています。平成10年の時点では、国や埼玉県と開きはありませんでしたが、翌年以降は国に比べて低下のペースが速く、平成19年の時点で全国平均よりも0.17低くなっています。（図4）

図4：合計特殊出生率の推移



（注）埼玉県保健統計年報による

④児童数の将来予測（「平成20年度ニース調査」における人口推計より）

・市の総人口は微増、0～17歳人口は減少

総人口は平成22年から平成25年まで微増傾向が続くと推計されます。しかし、17歳以下人口は減少傾向になると推計され、平成21年の54,398人から平成26年は51,480人に減少すると推計されます。（表1）

表1：年齢別人口推計結果

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	337,318	338,024	338,557	338,907	339,091	339,087
18歳以上	282,920	283,999	285,033	285,979	286,917	287,607
0～17歳	54,398	54,025	53,524	52,928	52,174	51,480

（注）各年3月1日での数値、平成21年は実績

・平成21年まで、0～11歳人口は減少、12～14歳人口は増加、15～17歳人口は減少

平成21年から平成26年までの0～17歳人口の変化を分析すると、0～2歳では、8,533人から7,085人へ1,448人減少します。平成21年を100%とすると83.0%で17.0%の減少となります。3～5歳では、8,644人から8,041人へ603人（7.0%）減少します。

小学生の6～8歳では9,018人から8,760人へ258人（2.9%）減少します。小学生の9～11歳では、9,231人から9,042人へ189人（2.0%）減少します。

中学生の12～14歳では、9,569人から9,096人へ473人（4.9%）減少します。高校生の15～17歳では、9,403人から平成24年まで増加傾向にありますが、平成25年から減少し平成26年には9,456人となります。（表2）

表2：年齢別人口推計結果（実数）

（単位：人）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～2 歳	8,533	8,192	7,831	7,467	7,271	7,085
3～5 歳	8,644	8,731	8,693	8,765	8,410	8,041
6～8 歳	9,018	8,999	8,985	8,713	8,800	8,760
9～11 歳	9,231	9,082	9,072	9,074	9,057	9,042
12～14 歳	9,569	9,443	9,375	9,256	9,107	9,096
15～17 歳	9,403	9,578	9,568	9,653	9,529	9,456
17 歳以下計	54,398	54,025	53,524	52,928	52,174	51,480
市の総人口	337,318	338,024	338,557	338,907	339,091	339,087

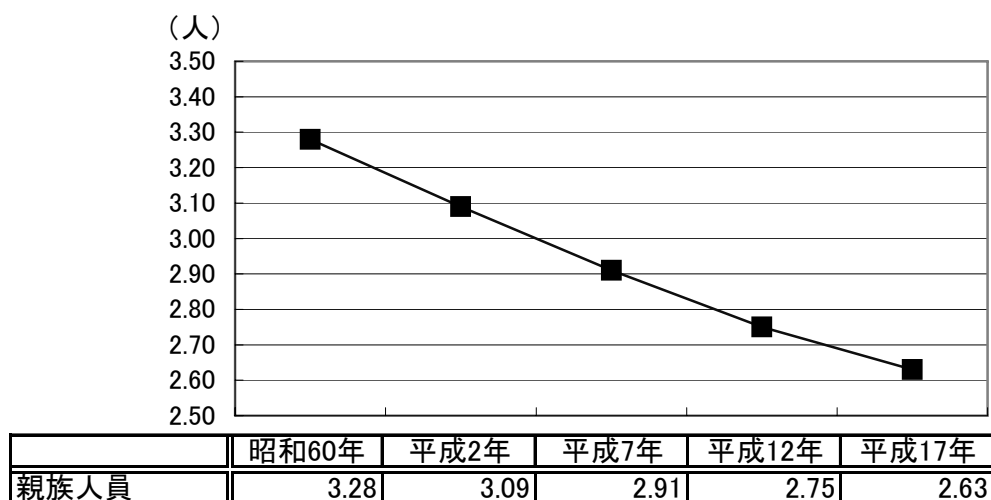
（注）各年3月1日での数値、平成21年は実績

(2) 家庭や地域の状況

①世帯数の増加、1世帯当たり人員数の減少、単独世帯・ひとり親世帯の増加

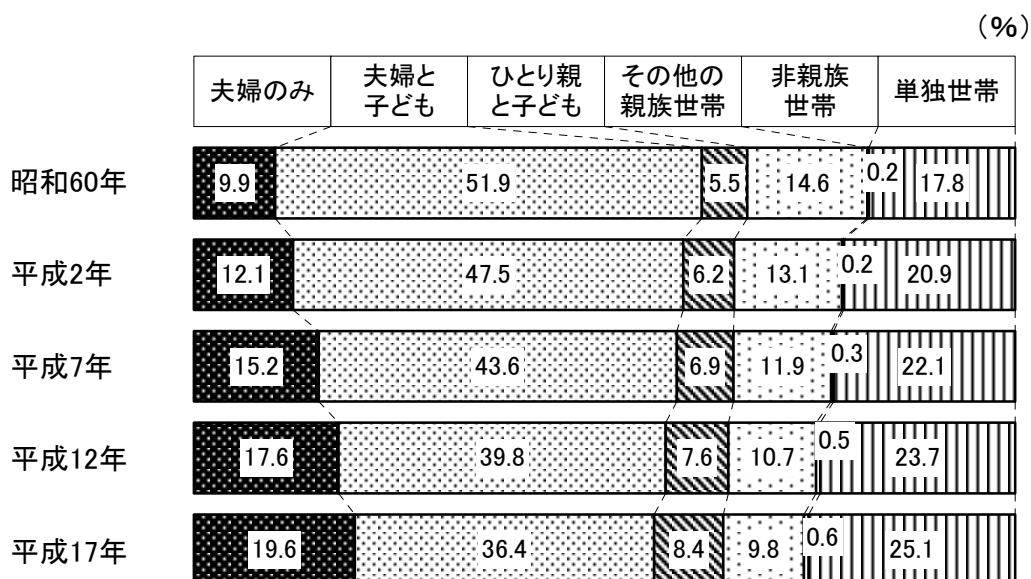
本市の世帯数は増加してきましたが、1世帯当たりの親族人員数は昭和60年の3.28人から平成17年の2.63人へと大きく減少しました。(図5) 同時に、夫婦のみの世帯や単独世帯が増加し、夫婦と子ども世帯の割合は、昭和60年の51.9%から平成17年の36.4%へと大きく減少しました。(図6)

図5：一世帯あたりの親族人員の推移



(注) 国勢調査による

図6：一世帯の家族累計世帯数の推移

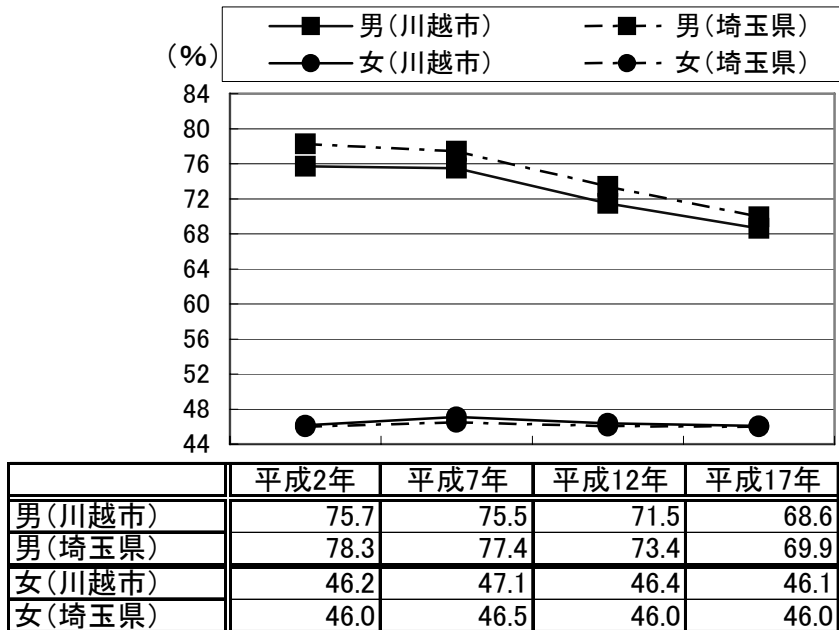


(注) 国勢調査による

②就労の状況：女性の就業率は46.1%

平成17年の本市の15歳以上の人口は286,599人、そのうち就業している人は164,573人で、57.4%が就業しています。15歳以上の女性の人口は142,276人、そのうち就業している人は65,559人、46.1%となっています。（図7）

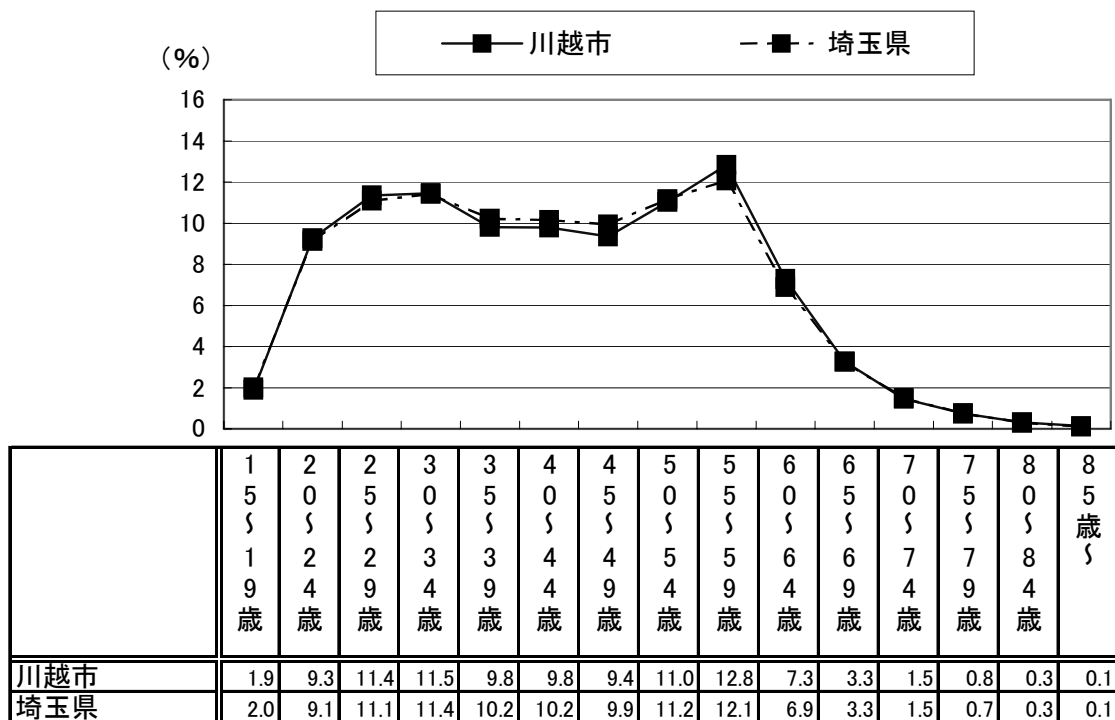
図7：就業率の推移



（注）国勢調査による

また、平成17年の15歳以上の女性の就業者状況を年齢（5歳階級）別に見ると、15～19歳では在学者の割合が高いため就業者数が少ないが、20～24歳で急増し、30～34歳でピークを迎え、50代で再び次のピークを迎えるというM字型になっています。（図8）

図8：女性の年齢別就業者状況



（注）国勢調査（平成17年）による

③人口の社会移動（転入と転出）、1年間で約1万5千人が転入

他の市区町村から本市へ転入する人は約1万5千人、他の市区町村へ転出する人は約1万3千人となっています。そのため、本市の保健福祉にかかわるサービスや施設に関する情報提供が重要になっています。

(3) 子どもの状況(「平成20年度ニーズ調査」より)

①就学前児童の状況と子育ての実態

■育児の状況：子育てに必要なサービスは「子どもを遊ばせる場所の提供」

子育てを楽しく安心して行うために必要なサービスとしては、「子どもを遊ばせる場所の提供」が79.1%で最も多く、次いで「親の不安や悩みの相談」46.7%、「子育てに関する情報提供」40.9%、「託児付のイベントの場や機会の提供」39.8%となっています。

■平日の保育の状況：利用している人は47.5%

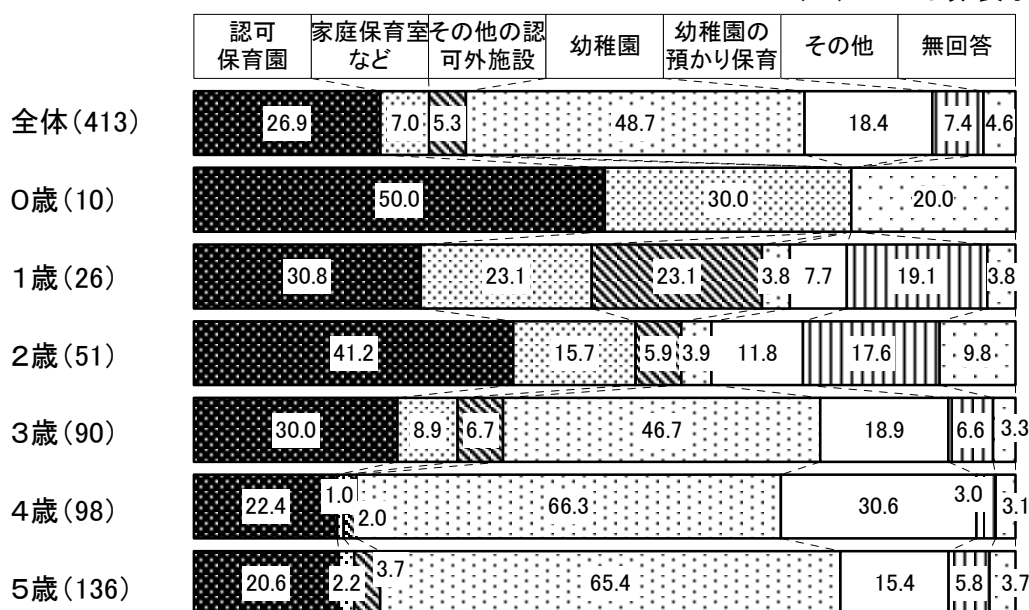
就学前児童で保育サービスを「利用している」のは47.5%となっています。年齢別では、1歳未満が1割弱、1歳は2割弱、2歳は3割強となっていますが、3歳では6割、4歳や5歳では約4人に3人の割合となっています。

利用しているサービスは、「幼稚園」が48.7%で最も多く、次いで「認可保育園」26.9%、「幼稚園の預かり保育」18.4%、「家庭保育室など自治体の認証・認定保育施設」7.0%と続いています。年齢別にみると、2歳以下では「認可保育園」や「家庭保育室など自治体の認証・認定保育園」がやや多くなっていますが、4歳や5歳では「幼稚園」が多く、4歳66.3%、5歳65.4%となっています。(図9)

今後利用したい、または不足していると思うサービスとしては、「認可保育園」37.2%、「幼稚園の預かり保育」27.4%、「幼稚園」24.7%、「一時預かり」24.7%、「病児・病後児保育」19.6%の順で多くなっています。

図9：平日の保育で主に利用しているサービス

(%)0.0%は非表示



※「その他」とは、「事業所内保育施設」「家庭的な保育」「認定こども園」「ベビーシッター」「ファミリーサポートセンター」が含まれます。

■土曜日・休日の保育サービスの利用希望：土曜日は37.1%、休日は20.9%

土曜日の保育サービスについては、「利用希望はない」が61.7%と多くなっていますが、「ほぼ毎週利用したい」11.4%、「月に1～2回利用したい」25.7%となっており、利用希望は37.1%となっています。

休日の保育サービスについては、「利用希望はない」が77.0%と多数を占めていますが、「ほぼ毎週利用したい」3.9%、「月に1～2回利用したい」17.0%となっており、利用希望は20.9%となっています。

■過去1年間に保育サービスを利用できなかったこと：「あった」は65.9%

□泊まりがけで預けなければならなかったことが「あった」は前回の20.0%から10.7%に減少

この1年間で、子どもの病気やけがで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」は65.9%、「なかった」は28.3%となっています。対処方法としては、「母親が休んだ」が62.1%と多くなっています。

この1年間で、家族以外に一時的に預けたことが「ある」は31.2%であり、理由は「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が69.7%、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が42.4%、「就労」が32.1%となっています。

この1年間で、家族以外に泊まりがけで預けなければならなかったことが「あった（預け先が見つからなかった場合を含む）」は10.7%となっており、対処方法は「（同居者を含む）親族・知人に預けた」が87.1%と多くなっています。

■自由意見

自由意見としては、「子育てに係る経済的負担の軽減」、「母子保健や医療の充実」、「保育サービスの充実」、「公園、児童館等子どものための施設の充実」などが出されています。

②小学校児童の子育ての実態

■育児の状況：健やかな成長のために必要なサービスは「子どもを遊ばせる場所の提供」

子どもの健やかな成長のために必要だと思うサービスとしては、「子どもを遊ばせる場所の提供」が70.0%で最も多くなっています。次いで「親の不安や悩みの相談」34.5%、「子育てに関する情報提供」28.0%、「親のリフレッシュの場や機会の提供」25.9%が続いています。

■平日の放課後や土曜日・休日の過ごし方（居場所）

平日の放課後のうち、14～16時は「公園など、屋外で遊んでいる」が27.3%と最も多く、ついで「自宅等で保護者や祖父母等と一緒にいる」23.0%となっています。16～18時は、「学習塾や習い事に行っている」30.0%、「自宅等で保護者や祖父母等と一緒にいる」26.7%、「公園など、屋外で遊んでいる」13.0%などとなっています。18時～20時は、「自宅等で保護者や祖父母等と一緒にいる」が85.2%となっています。

休日は、どの時間帯も「自宅等で保護者や祖父母等と一緒にいる」が最も多くなっていますが、昼食後夕食までは「公園など、屋外で遊んでいる」が4人に1人弱となっています。

■学童保育室の利用状況と利用希望

□3年生で「利用している」が前回の9.0%から18.9%に増加

学童保育室の平日の利用状況については、「利用している」は1年生23.7%、2年生15.3%、3年生18.9%となっています。また、土曜日に利用しているのは11.3%となっています。

現在、学童保育室を利用していない人のうち、今後「利用したい」と希望があるのは10.0%となっており、土曜日の利用希望があるのは21.2%となっています。

③子育て支援サービス等の認知度、利用度、満足度や子育て環境

■サービスの認知度、利用度、満足度

【就学前児童の保護者】

「知っている」との回答は、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」87.5%、「地域子育て支援センター、つどいの広場」70.5%、「ファミリーサポートセンター」50.3%、「小児救急電話相談事業」32.5%、「病児・病後児保育」27.7%となっています。

「知っている」と回答した人のうち、利用経験の多かったサービスは、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」55.0%、「地域子育て支援センター、つどいの広場」52.9%が多くなっています。

利用経験のある人の満足度は、概ね5～7割となっています。

【小学校児童の保護者】

「知っている」との回答は、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」86.1%、「ファミリーサポートセンター」44.3%、「地域子育て支援センター、つどいの広場」36.3%、「小児救急電話相談事業」22.8%、「病児・病後児保育」18.2%、「放課後こども教室」10.4%となっています。

「知っている」と回答した人のうち、利用経験の多かったサービスは、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が54.0%と多くなっていますが、他のサービスは1～15%と少なくなっています。

利用経験のある人の満足度は、概ね5～8割台となっています。

■子育て環境：交通事故や犯罪を心配している保護者が4～5割

【就学前児童の保護者】

川越市で子育てをしている中で感じていることは、「道路が狭く、交通量も多いので、子どもが交通事故にあわないか心配している」が53.2%と多く、ついで「児童館や公民館など、雨の日でも子どもを遊ばせる場所が近くにない」44.0%、「暗い道路などが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配している」43.4%などとなっています。

【小学校児童の保護者】

川越市で子育てをしている中で感じていることは、「道路が狭く、交通量も多いので、子どもが交通事故にあわないか心配している」が59.9%と多く、ついで「暗い道路などが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配している」53.3%、「児童館や公民館など、雨の日でも子どもを遊ばせる場所が近くにない」45.0%などとなっています。

■子育てに関する情報入手先：「友人・知人・近所の人」が8割前後

【就学前児童の保護者】

子育てに関する情報入手先は、「友人・知人・近所の人」が79.7%と最も多く、「家族・親族」57.2%、「新聞・雑誌・書籍」36.7%、「市の広報紙」33.9%、「保育士、幼稚園の先生」30.6%、「インターネット上の子育て情報サイト（パソコンを利用）」30.3%などとなっています。

【小学校児童の保護者】

子育てに関する情報入手先は、「友人・知人・近所の人」が82.1%と最も多く、「家族・親族」52.8%、「新聞・雑誌・書籍」44.2%、「テレビ・ラジオ」34.0%、「市の広報紙」28.9%、「職場の人」25.0%などとなっています。

④中学生の生活状況

■平日、放課後及び土曜日の過ごし方（居場所）

平日、放課後及び土曜日の過ごし方は、中学3年生は1～2年生とは過ごし方が異なります。（表3）（表4）

表3：平日、放課後の過ごし方

	14～16 時	16～18 時	18～20 時	20 時以降
1 年生	部活動で学校にいる 91.3% 自宅家族とい 8.7%	部活動で学校にいる 39.1% 自宅家族とい 30.4%	自宅家族とい 73.9% 塾や習い事 17.4%	自宅家族とい 60.9% 塾や習い事 30.4%
2 年生	部活動で学校にいる 89.3% その他 7.1%	部活動で学校にいる 46.4% 自宅家族とい 25.0%	自宅家族とい 75.0% 塾や習い事 17.9%	自宅家族とい 82.1% 自宅ひとり 7.1% 塾や習い事 7.1%
3 年生	部活動で学校にいる 53.8% 自宅ひとり 19.2%	自宅家族とい 42.3% 自宅ひとり 26.9%	自宅家族とい 50.0% 塾や習い事 46.2%	自宅家族とい 65.4% 塾や習い事 26.9%

表4：土曜日の過ごし方

	朝起きてから、昼食まで	昼食後、夕食まで	夕食後
1年生	課外活動で学校にいる 65.2%	自宅で家族と一緒にいる 39.1%	自宅で家族と一緒にいる 91.3%
	自宅で家族と一緒にいる 26.1%	友だちと一緒にいる 34.8%	自宅でひとりである 4.3%
2年生	課外活動で学校にいる 71.4%	自宅で家族と一緒にいる 32.1%	自宅で家族と一緒にいる 78.6%
	自宅で家族と一緒にいる 17.9%	課外活動で学校にいる 25.0%	塾や習い事 14.3%
3年生	自宅で家族と一緒にいる 50.0%	自宅で家族と一緒にいる 50.0%	自宅で家族と一緒にいる 73.1%
	自宅でひとりである 30.8%	塾や習い事 26.9%	塾や習い事 23.1%

■公共施設の利用、欲しい施設は「スポーツのできる場所」

□「公園」「学校施設」の利用は増加し、「スポーツ施設」の利用は減少

公共施設の利用（「よく利用する」と「利用する」の合計）が多いのは、「学校施設」54.6%、「公園」42.9%、「図書館」28.6%が多くなっています。

近くにあったらいいなと思う場所としては、「スポーツのできる場所（運動場等）」54.5%、「友だちとおしゃべりできる場所」50.6%、「パソコンが自由に使える場所」46.8%が多くなっています。

■地域活動への参加：ボランティア活動をしたことが「ある」が59.7%

□乳幼児と遊んだことが「ある」は前回の51.8%から70.1%に増加

ボランティア活動をしたことが「ある」は59.7%で、「環境美化に関する活動」が73.9%と多くなっています。また、地域の団体（自治会等）が行う行事に「参加したことがある」は45.5%で、内容は「地域の祭・盆踊り」が68.6%と多くなっています。

中学生になってから乳幼児と遊んだことが「ある」は70.1%、中学生には乳幼児とふれあう機会があった方が良くと思う（「はい」の比率）は68.8%となっています。

■悩み、将来の作りたい家庭

□20年後は「結婚して子どもがいる」は前回43.0%から51.9%に増加

現在の悩みは「勉強や成績のこと」が72.7%と多く、「将来の進路のこと」50.6%、「友だちとの人間関係」28.6%、「部活動など課外活動」22.1%などとなっています。相談相手は、「友だち」68.8%、「家族」59.7%、「先生」20.8%などとなっています。

20年後の自分を思い浮かべると、「結婚して子どもがいる」は51.9%、「独立してひとり暮らしをしている」は16.9%となっています。

将来、結婚して子どもがいるとしたら、どんな家庭を作りたいかという質問に対しては、「子どもが小さいときだけ女の人が家にいて、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てをする家庭」が40.3%、「男の人が働いて、女の人が家のことや子育てをする家庭」が33.8%、「男の人も女の人も働いて、いっしょに家のことや子育てをする家庭」が20.8%となっています。

⑤育児サークルへのヒアリング結果

■育児サークルの参加者：家庭で子育て中の母親と幼稚園入園前の幼児

育児サークルに参加している人は、家庭で子育てしている母親と幼稚園入園前の幼児の母親が多い傾向になっています。参加の理由は、親同士の交流と子どもの遊び仲間づくりが多く、サークルを知ったきっかけは友人からの紹介が多くなっています。

■活動の場所や内容

主に公民館で行っていますが、無理な時には公園や児童館でも行い、子ども同士と親子が遊びながらできる歌、リズム体操、手遊びなどを行っています。また、母親同士の情報交換・交流もしています。

■地域の子育て環境

「公園等の遊び場がない」「室内の遊び場が少ない」「児童館が少ない」という意見があります。

■市への要望

- 各地域に児童館を整備してほしい。
- 公共施設に授乳室をもっと設置してほしい。
- 保育園を増設してほしい。
- こども医療費の対象年齢をもっと下げてほしい。
- インフルエンザやH i b 髄膜炎等の予防接種の補助や情報提供を充実させてほしい。
- 公立幼稚園がないので、幼稚園への補助を充実してほしい。
- 小学校の学区について、出来るだけ近くの学校に行きたい。
- 育児サークル等の活動場所である公民館の利用について、育児サークル等は社会的役割を担っていることもあり、優先的に使用させてもらいたい。

第2章 計画の基本的な考え方



「みんなでやると楽しいよ」
垣塚 裕太さん

本計画は、前期計画の8つの視点に新たに「仕事と生活の調和を実現する視点」を追加、基本理念、7つの基本目標、及び施策目標は継承するものとします。

1 行動計画において大切にする視点

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

我が国は、「児童の権利に関する条約」の締結国であり、本市としても子どもの権利が擁護されるように施策を推進することが必要です。

子育て支援サービスを受けるのは、子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような施策を子どもの視点に立ち、推進していくことが必要です。

(2) 子育ての喜びを感じあえる視点

親子での、様々な体験や社会参画などを通じて、子育ての喜びを実感することができるような施策を推進していくことが必要です。

(3) 親も子どもとともに育ちあう視点

核家族化等による子育ての孤立化、子どもとのコミュニケーションの不足等、子育てをする親の悩みや不安を解消し、親が子育てを広い視野で学び、考え、ゆとりを持って子育てができるような施策を推進していくことが必要です。

(4) 次代の親が育つ視点

子どもは、成長して次代の親となります。子どもが、健やかな幼年期、青年期を通して豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、次代の親となっていけるような施策を推進していくことが必要です。

(5) 地域ぐるみで子育てを支えあう視点

地域ぐるみで世代を超えた交流を行い、子育てを温かく見守り支えていく施策を推進していくことが必要です。

(6) 仕事と生活の調和を実現する視点

父親の育児や家事に対する協力の意識を高めるなど男女がともに家族としての責任を担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための施策を推進していくことが必要です。



（７）子育て情報の輪を広げる視点

子育てをしているすべての人に、子育てに関するさまざまな情報を提供し、子育て情報の輪を広げていく施策を推進していく必要があります。

（８）市と事業所と地域とが協力しあう視点

若者が夢をもって仕事に就き、家庭を築くことや、働く男女が協力して子どもを育て、働き続けることのできる社会をつくるため、市と事業所と地域とが協力していくことが必要です。

（９）川越の地域特性を大切にする視点

川越に生まれ育った子どもたちが、ふるさとを愛し、誇りを持つことができるよう、川越の豊かな自然や、歴史・文化を大切にする施策を推進していく必要があります。

2 基本理念

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、親や多くの人々の愛情に育まれながら、一人の人間として日々成長していきます。

親もまた、子どもを生み育てる過程を通じて、人として、親として成長していきます。親になるということは、たくさんの喜びを得ると同時に大きな責任を伴います。その責任を果たしていく過程そのものも、親を成長させることになります。

さらに子どもは、親や家庭だけでなく、地域社会とのかかわりの中で、よりいっそうたくましく育っていきます。たくさんの人との関わりや支えによって、次代を担う大人に成長していきます。

地域もまた、子どもの成長を見守り支えることによって、助け合いの絆を深め、より活性化することになります。

本市では、計画の柱に「子ども」と「親」と「地域」を据え、次代を担うすべての子どもたちが、歴史と文化に育まれたまち川越で、健やかに成長していくことのできる地域社会の実現をめざします。

**子どもと親と地域とが
ともに育ち支えあうまち川越**

3 基本目標

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

子どもと親が、心身ともに健康に過ごせるということは、子育てをしていく上でもっとも基本的なことです。

また、妊娠中から子育てに良いイメージを持ち、出産後の育児に喜び・楽しみを見出せるよう、妊娠・出産・育児期の親の不安や負担を受け止め支援することが、子どもの健やかな成長のためにも必要です。

本市では、各種健診や訪問指導、健康相談等の実施により、子どもと親の健康の確保に努めます。

近年、食生活の乱れが、子どもの心身の成長に悪影響を与えていることが懸念されています。「川越市食育推進計画」に基づいて、子どもと親に対し、発育発達段階に応じた食に関する学習の機会、情報発信活動等「食育」の推進に努めます。

また、次代の親となる思春期の子どもたちが、心身ともに健康に育つよう保健対策を充実するとともに、要望の多い小児医療の充実にも努めます。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、調和のとれた自立した大人となるためには、学校だけでなく家庭や地域が連携して、子どもたちの教育環境の整備に努める必要があります。

本市では、一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、学校教育の充実に努めます。

また、家庭における教育力を高めるため、家庭教育学級等の充実を図るとともに、地域の自然環境や、さまざまな人材、施設等を活用した体験型学習等を通じて、子どもと親が、地域とふれあい、たくましく育つ教育環境の整備に努めます。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育ての不安や負担は、一人で抱えこまず、同じ子育て中の親同士が、悩みや喜びを話し合い、分かちあうことによって、子育てがより楽しく充実したものとなります。

本市では、子育て中の親が子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長することができるよう、身近な地域で、人々とふれあい、学びあうことのできる機会を充実するとともに、さまざまな社会参画の機会の充実に努めます。

目標4：仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

今日、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、共に子育てをする社会の実現が求められています。

そのためには、子育て中の家庭に配慮した、多様な働き方のできる社会を実現するとともに、男性を含めた働き方の見直しが必要です。

また、これからの社会を担う若者が夢をもって仕事に就き、家庭をつくることができるような受け皿となる社会環境も必要となっています。

本市では、関係機関との連携により、仕事と子育ての両立を地域でサポートする施策の充実に努めます。

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

地域の自然・歴史・文化に触れることを通して、子どもが心身ともに豊かに成長することができる施策を積極的に推進します。

また、地域で子育てをする家庭への支援を充実するため、保育所や幼稚園、子育てサークル等子育てに関連する機関のネットワークづくりを推進するとともに、子育て中の家庭が望む情報提供の充実に努めます。

都市化や核家族化等の影響により、近隣との関わりが希薄となり、相談相手や支えてくれる人がなく、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。

本市では、子育て中の親の多様な保育ニーズにこたえるため、一時的（特定）保育等の充実を図るとともに、親と子が、身近な地域で気軽に集い、交流できる場の提供等子育てを地域で支える施策の充実に努めます。

目標6：要支援児童へのきめ細かな取組の推進

近年、児童虐待の増加が社会問題として大きく取り上げられています。

子どもに対する虐待やいじめなどは、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。

また、虐待をする側の親にとっても、温かい支援が必要な状況です。

本市では、虐待予防に重点を置き、問題の早期発見のため、よりいっそう関係機関との連携を深めるとともに、児童虐待を未然に防ぐ取組の推進に努めます。

また、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みを解決するため、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や就労による自立を支援する施策の推進に努めます。

さらに、障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、家庭における日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実に努めます。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

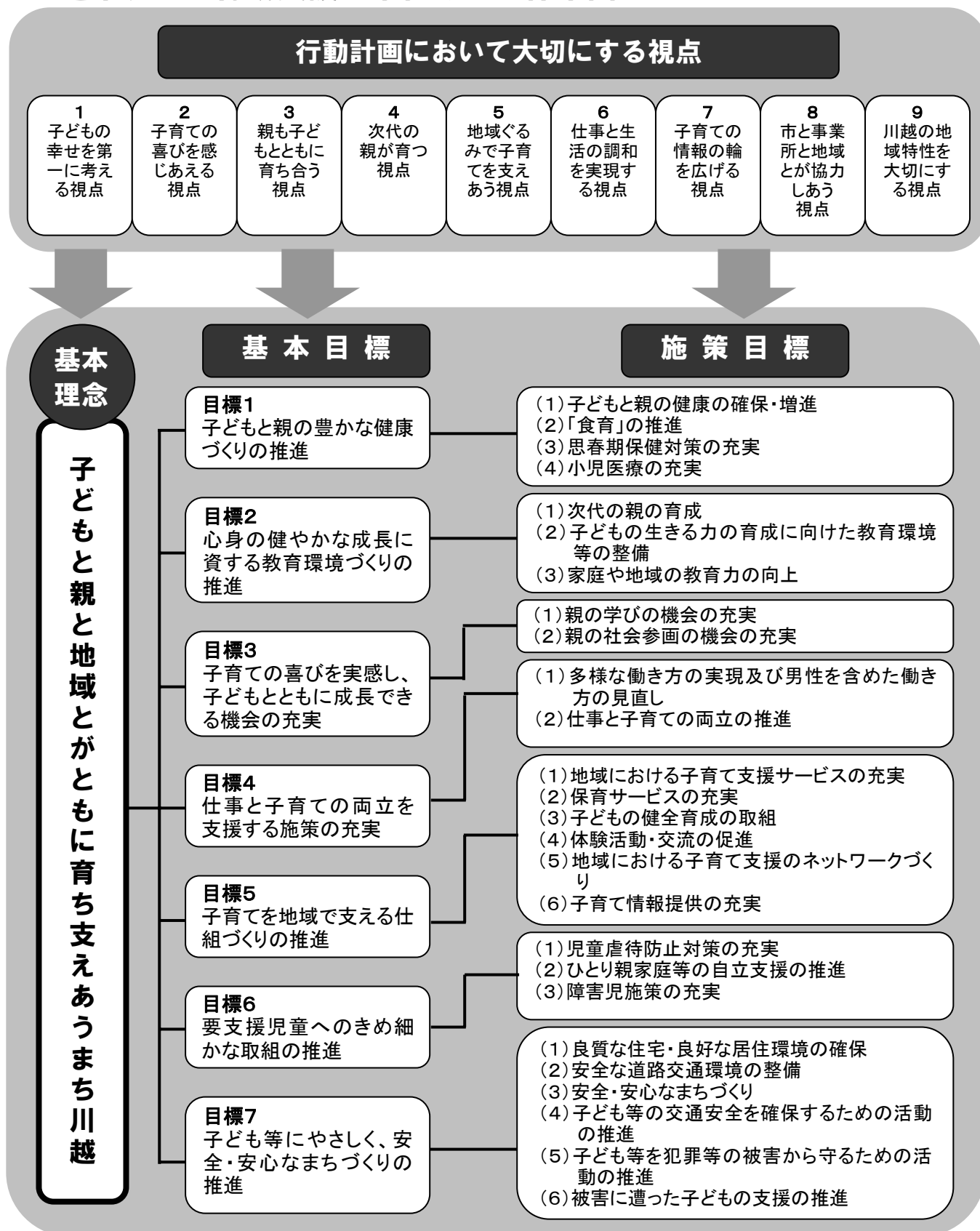
子どもが健やかに育つためには、子ども等にやさしく、安全で安心なまちづくりが必要です。

本市では、親子が安心して外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、安全性に配慮した道路交通環境の整備に努めます。

また、犯罪のない安全な社会を築くため、地域の人々や警察等と連携し、防犯対策の推進に努めます。

4 計画の体系

川越市次世代育成支援対策行動計画体系図



第3章 前期計画の達成見込み



「進化した川越」
伊勢 英里子さん

1 前期計画の達成見込み

※目標の達成見込みにおける数値は、上段が再掲事業を含む総事業数、下段は実事業数

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

多様化、複雑化する健康に関する諸問題を解決するため、健診・相談・指導体制の充実に努めます。

■目標1の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	52	46	—	1	1	4
	52	46	—	1	1	4
新規事業	2	1	—	—	1	—
	2	1	—	—	1	—
拡充事業	21	20	—	—	—	1
	21	20	—	—	—	1
継続事業	29	25	—	1	—	3
	29	25	—	1	—	3

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)子どもと親の健康の確保・増進	「乳幼児健診」「母親学級・両親学級」「育児関連講座等への協力」「未熟児・長期療養児訪問指導」「こども医療費の助成（乳幼児医療費の助成）」などの重点施策は、概ね計画どおりに進捗できています。「母乳育児相談」「保健推進員による妊婦訪問」「マタニティ体操」「のびのび子育て広場」は、他の事業で対応などの理由により終了しています。
(2)「食育」の推進	重点施策の「地域活動栄養士会との協働」など概ね計画どおりに進捗できています。
(3)思春期保健対策の充実	「薬物乱用防止啓発」「飲酒・喫煙防止対策」「性感染症対策」などは、概ね計画どおりに進捗できています。「中学生の健康教育」は、関係機関との連携が図られていないため遅れており今後検討していく必要があります。「子育て体験学習」は、関係機関との連携が図られていないため未実施となっています。
(4)小児医療の充実	「小児救急医療対策事業」をはじめ概ね計画どおりに進捗できています。

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むため、市立学校の教育活動・教育環境等の整備・充実に努めます。

■目標2の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	52	42	5	—	1	4
	49	40	5	—	0	4
新規事業	7	3	2	—	1	1
	6	3	2	—	0	1
拡充事業	5	4	1	—	—	—
	5	4	1	—	—	—
継続事業	40	35	2	—	—	3
	38	33	2	—	—	3

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)次代の親の育成	「中学生社会体験事業」など概ね計画どおりに進捗できていますが、「子育て体験学習（再掲）」は、関係機関との連携が図られていないため未実施となっています。
(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	重点施策の「川越市教職員研修事業」「指導方法の工夫改善、少人数学級」「川越市子ども読書活動推進計画の策定・推進」など概ね計画どおりに進捗できていますが、「情報教育」は、情報機器の整備等が十分でない状況にあるためやや遅れています。「ミュージアムシアター」は、事業見直しのため、「幼児教育振興プログラムの策定」は、策定完了のため終了しています。
(3)家庭や地域の教育力の向上	重点施策の「家庭教育講座」は概ね計画どおりに進捗できていますが、「総合型地域スポーツクラブ」は新規の設立が困難な状況にあり、「人材バンク」「学生ボランティアの活用」は地区や大学で偏りがみられるためやや遅れています。「学習相談」は、学習情報館の廃止のため、「環境ふれあい教室（水生生物調査）」は、事業見直しのため終了しています。

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育てをより楽しく充実したものにするため、子育てについて話し合い、学ぶ場や社会参画の機会の充実に努めます。

■目標3の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	6	4	2	—	—	—
	2	0	2	—	—	—
	2	—	2	—	—	—
	2	—	2	—	—	—
	2	2	—	—	—	—
	0	0	—	—	—	—
	2	2	—	—	—	—
	0	0	—	—	—	—
	2	2	—	—	—	—
	0	0	—	—	—	—

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)親の学びの機会の充実	「母親学級・両親学級（再掲）」など概ね計画どおりに進捗できています。
(2)親の社会参画の機会の充実	重点施策の「つどいの広場」は、目標箇所数が開設できていないため、「イベント等への参加促進」は、託児におけるボランティアの活用方法等の周知など課題が残されているためやや遅れています。

目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

仕事と子育てを両立しやすい社会の実現のため、事業主等に対する啓発や、地域における子育ての相互援助活動の推進に努めます。

■目標4の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	20	11	6	2	1	—
	9	7	2	0	0	—
新規事業	4	—	3	1	—	—
	1	—	1	0	—	—
拡充事業	9	4	3	1	1	—
	1	0	1	0	0	—
継続事業	7	7	—	—	—	—
	7	7	—	—	—	—

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	概ね計画どおりに進捗できていますが、重点施策の「育児休業取得等の推進・啓発」は、ワークライフバランスという新たな概念への対応が十分でないため、「一般事業主との連絡協議会」は参加企業が少ない、などの課題がみられるためやや遅れています。
(2)仕事と子育ての両立の推進	「学童保育事業（再掲）」「幼稚園での預り保育事業（再掲）」は、計画どおりに進捗できていますが、「ファミリー・サポート・センター事業（再掲）」「病後児保育事業（施設型）（再掲）」「一時保育事業（再掲）」「特定保育事業（再掲）」「つどいの広場（再掲）」「認可外保育施設への助成制度（再掲）」等の事業については、さらなる充実や見直しが求められているため遅れています。 「認可外保育施設等の認可化支援」は、事業実績がないため未実施となっています。

目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

子育てしやすい環境を整備するため、市民の多様な保育ニーズに応えるとともに、保育所待機児童の解消に努めます。また、家庭で子育てをしている母親への支援の充実に努めます。

目標5の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	68	48	9	8	3	—
	56	40	6	8	2	—
新規事業	13	2	3	6	2	—
	10	2	1	6	1	—
拡充事業	24	16	5	2	1	—
	22	15	4	2	1	—
継続事業	31	30	1	—	—	—
	24	23	1	—	—	—

施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)地域における子育て支援サービスの充実	重点施策の「学童保育事業」「保育所による地域子育て支援事業」は、概ね計画どおりに進捗できていますが、他の重点施策である「病後児保育事業（施設型）」「一時保育事業」「特定保育事業」「地域子育て支援センター事業」「つどいの広場（再掲）」「ファミリー・サポート・センター事業」は、さらなる充実や見直しが求められているため遅れています。
(2)保育サービスの充実	重点施策の「統合保育事業」「法人立保育所への支援」は概ね計画どおりに進捗できていますが、他の重点施策である「通常保育事業」「延長保育事業」「土曜保育事業」「産休明け保育事業」「公立保育所の運営方法の検討」「認可外保育施設への助成制度」「保育サービス評価の仕組の導入検討」は、さらなる充実や見直しが求められているため遅れています。「認可外保育施設等の認可化支援」「認証保育所制度の検討」については、未実施となっています。
(3)子どもの健全育成の取組	重点施策の「地域子どもサポート推進事業」など概ね計画どおりに進捗できていますが、「子どもに関する条例」は、調査・研究が進展していないため遅れています。
(4)体験活動・交流の促進	概ね計画どおりに進捗できていますが、「子育て体験学習（再掲）」は、関係機関との連携が図られていないため未実施となっています。
(5)地域における子育て支援のネットワークづくり	重点施策の「子育てネットワーク事業」をはじめ「子育てサークルへの出前講座」「子育てサークルへの施設提供」など概ね計画どおりに進捗できています。
(6)子育て情報提供の充実	重点施策の「育児サークル支援」など概ね計画どおりに進捗できています。

目標6:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、児童虐待の防止や障害を持つ児童とその家庭等への支援策の充実を図ります。

■目標6の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	33	30	1	1	—	1
	25	22	1	1	—	1
新規事業	1	—	1	—	—	—
	1	—	1	—	—	—
拡充事業	6	5	—	1	—	—
	2	1	—	1	—	—
継続事業	26	25	—	—	—	1
	22	21	—	—	—	1

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)児童虐待防止対策の充実	重点施策の「要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク会議）」など概ね計画どおりに進捗できていますが、重点施策の「育児家庭支援事業」は、関係課との協議を進めていくことが求められているため遅れています。
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	「母子家庭相談」「ひとり親家庭等医療費」など概ね計画どおりに進捗できています。
(3)障害児施策の充実	「障害児への補装具等の交付」「特別支援教育」など概ね計画どおりに進捗できていますが、重点施策の「肢体不自由児認可通園施設」は、調査・研究中のためやや遅れています。

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

親子が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化及び防犯対策の推進に努めます。

■目標7の達成見込み

事業数	計	順調	やや遅れている	遅れている	未実施	終了
計	43	41	1	—	1	—
	40	38	1	—	1	—
新規事業	0	—	—	—	—	—
	0	—	—	—	—	—
拡充事業	4	4	—	—	—	—
	3	3	—	—	—	—
継続事業	39	37	1	—	1	—
	37	35	1	—	1	—

■施策目標別の達成見込み

施策目標	達成見込み
(1)良質な住宅・良好な居住環境の確保	「公営住宅における優先入居」など概ね計画どおりに進捗できています。「特定優良賃貸住宅」は、認定実績がないため未実施となっています。
(2)安全な道路交通環境の整備	「歩行空間のバリアフリー化」「屋外広告物の撤去」「カーブミラーの整備」「市内循環バス（川越シャトル）」など概ね計画どおりに進捗できています。
(3)安全・安心なまちづくり	重点施策の「公共施設等のバリアフリー化」をはじめ「ユニバーサルデザインによる都市公園等の整備」「旅客施設、車両等のバリアフリー化」など概ね計画どおりに進捗できています。
(4)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進	重点施策の「交通安全教育」をはじめ「児童の登校時の交通安全確保」など概ね計画どおりに進捗できています。
(5)子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進	重点施策の「川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策」をはじめ概ね計画どおりに進捗できています。
(6)被害に遭った子どもの支援の推進	「犯罪被害者支援推進協議会への補助」など概ね計画どおりに進捗できています。

2 前期計画目標事業量設定事業の達成見込み

事業名	平成21年度 実績見込み	平成21年度 目標事業量	達成見込み
つどいの広場	7箇所	10箇所	70.0%
学童保育事業	1,941人	2,082人	93.2%
病後児保育事業（施設型）	1箇所	1箇所	100%
	3人	10人	30.0%
一時保育事業 ※1	13箇所	24箇所	54.2%
特定保育事業 ※1	300人	240人	125.0%
地域子育て支援センター事業	3箇所	5箇所	60.0%
保育所による地域子育て支援事業	33箇所	34箇所	97.1%
通常保育事業 ※2	2,635人	3,098人	85.1%
延長保育事業 ※3	33箇所	35箇所	94.3%
	1,020人	1,090人	93.6%

※1 「一時保育事業」と「特定保育事業」は一体化

※2 定員数

※3 公立保育所：登録児童について、定員90人以上は平均的な3歳児の配置基準の15人、90人未満は10人として、スポットは一律で3人として積算

第4章 計画の推進



「お菓子のスーパーマーケット」
佐藤 伊鞠さん

1 施策目標と個別施策

- ※目標の定義 【拡充】・予算、人員など量的に事業を拡大させる事業
 ・質的に充実させる事業
 ・施策目標実現のため重要な事業
 【継続】・質、量ともに概ね同様の展開をする事業
 【新規】・新規事業
 ・新たに後期計画に掲載する事業
- ※網掛けは重点施策

目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産ができるよう支援するとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう各種健診や訪問指導、健康相談の実施により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	母子保健地域組織育成事業	市民に対する母子保健の啓蒙普及を行い、地域にあった健康づくり活動を展開するためのリーダー的役割を担う保健推進員に対して、母子保健に関する情報提供・研修を実施する。	継続 —	健康づくり支援課
2	事故防止対策	健診・公民館等の依頼による育児教室、出前講座等様々な機会を生かして、子どもの事故防止についての啓発活動を実施する。	継続 事故防止対策を実施している家庭の割合100%	健康づくり支援課
3	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。また、4か月児健診では、助産師による母乳相談を実施する。	拡充 受診率(医療機関での受診を含む)100%	健康づくり支援課
4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	拡充 —	健康づくり支援課
5	電話による健康相談	子どもと母の健康に関する相談について専用ダイヤルを設置し、相談に応じる。また、助産師による相談の機会を設け、不妊・更年期・母乳等の相談にも応じる。	継続 —	健康づくり支援課
6	2歳児親子歯科健診	2～2歳6か月を対象に歯科健診・おやつの話・ブラッシング指導を実施する。口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図る。	継続 —	健康づくり支援課
7	幼児のむし歯予防推進事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯科保健事業に係る関係機関の委員で構成される委員会を設置し、連携強化を図り、フッ化物を利用したむし歯予防活動を実施する。また、むし歯予防に関する啓発活動についても、検討・実施する。	拡充 —	健康づくり支援課

8	乳幼児の予防接種	三種混合・ポリオ・麻疹風しん混合予防接種等法定予防接種について、個別、または集団により実施する。また、未接種者に対する接種奨励等の取り組みを行う。	拡充 6か月までのBCG接種率 95% 1歳6か月までの三種混合、麻疹予防接種率 95%	健康づくり支援課
9	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見、母乳育児の推進に努める。 こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	拡充 訪問率(こんにちは赤ちゃん事業を含む) 100%	健康づくり支援課
10	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
11	不妊に対する支援	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	継続 —	健康づくり支援課
12	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な妊婦健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図る。また、妊婦健康診査委託契約機関以外の医療機関で健診を受けた場合の費用について、その一部を助成する妊婦健康診査助成制度を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
13	両親学級	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	拡充 —	健康づくり支援課
14	マタニティクッキング	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠期及びその後の食生活をより良くすることを目的とし、調理実習・指導、歯科指導を行うとともに、妊婦同士の交流の場として支援する。	継続 —	健康づくり支援課
15	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。	継続 —	健康づくり支援課
16	母子栄養食品の支給	低所得世帯の妊産婦・乳児に対し粉ミルクを支給し、併せて健康状態、育児状況の把握・指導を行う。	継続 —	健康づくり支援課
17	離乳食教室	4か月児健診時及び4～6か月児・6～8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	継続 —	健康づくり支援課
18	おやつと歯みがき教室	2歳6か月から4歳児とその保護者を対象におやつづくりを行うことで、おやつのあり方の興味を高めると同時に、口腔内の手入れのしかたについて指導を行う。	継続 —	健康づくり支援課
19	育児関連講座等への協力	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、子育てに関する講座を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
20	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
21	小さく生まれた子どもを持つ親の会	小さく生まれた子どもを持つ保護者を対象に、子どもの成長の確認・育児支援及び育児不安の解消・親同士の交流の場の確保を図る。	継続 —	健康づくり支援課

22	ダウン症のある子どもを持つ親の会	ダウン症のある子どもを持つ保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続 —	健康づくり支援課
23	食物アレルギーのある子どもを持つ親の会	食物アレルギーのある子どもを持つ保護者の会に、随時情報提供・育児不安の解消等の支援を行う。	継続 —	健康づくり支援課
24	すくすくクリニック	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続 —	健康づくり支援課
25	発育・発達クリニック	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
26	子どものこころの健康相談	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
27	多胎児をもつ親の会	多胎児をもつ保護者が、より専門的な育児の相談・保護者同士の情報交換等を行い、多胎児の育児をより楽しくプラス思考で行なえるよう支援する。	継続 —	健康づくり支援課
28	こども医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、子どもが医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。	拡充 —	医療助成課
29	赤ちゃん広場	概ね5か月くらいまでの子を持つ母を対象に、仲間作り・情報交換の場を提供する。また、育児に関する相談に対応し、不安の解消に努める。	新規 —	健康づくり支援課
30	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付、小冊子の配付による妊娠・出産に関する情報提供を行い、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図り、親になる心構え、準備についての一助とする。	新規 —	健康づくり支援課

1－（２）「食育」の推進

「川越市食育推進計画」に基づいて、子どもが生涯にわたり健康に過ごせるよう、成長段階に応じた「食育」に関する取り組みを充実するとともに、情報発信活動や地域における「食育」の推進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	保育園等における食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて推進を図る。	拡充 —	保育課 健康づくり支援課
2	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。	継続 —	教育指導課 学校給食課 教育研究所
3	地域の特色を活かした「食育」の実践活動	地場産農産物の食材を積極的に献立に導入し、指導資料等で学校、地域に情報を発信する。	継続 学校給食への川越産野菜使用割合 20.0% (平成30年度)	学校給食課 農政課 保育課
4	情報発信活動	食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士会等と連携しあい、健康まつり・歯ッピーフェスティバル等の場を通して情報発信活動を展開するとともに、食生活改善習慣のポスターを掲示する。	拡充 —	健康づくり支援課

5	乳幼児健診・相談時の栄養相談	乳幼児健診・相談の際に栄養士による相談コーナーを設け、個別的な栄養相談・教育を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
6	食生活改善推進員協議会の活動支援	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	継続 —	健康づくり支援課
7	地域活動栄養士会との協働	地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。	拡充 —	健康づくり支援課
8	妊娠期・離乳期・幼児期を対象とした食に関する事業における食育の推進	マタニティクッキング、プレ・パパママスクール、離乳食教室、おやつと歯みがき教室、2歳児親子歯科健診等食に関する事業において、食育を推進する。	拡充 —	健康づくり支援課

1－（３）思春期保健対策の充実

子どもたちが自らの健康を害することのないよう、薬物乱用防止教育に取り組むとともに、母性・父性を育てる体験学習や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	薬物乱用防止啓発	リーフレット等を配布するなど、啓発を図る。	継続 —	保健総務課 教育指導課
2	思春期保健相談	学校保健分野の関係機関と連携をとり、電話等による思春期相談を実施する。	継続 思春期保健講座 (4クール/年)	保健予防課 健康づくり支援課
3	子育て体験学習	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	拡充 10校	子育て支援課 青少年課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課
4	思春期健康教育	学校からの依頼により、生徒等を対象に性感染症予防の知識の普及、生命の大切さ・出産や育児の良好なイメージづくり等の健康教育を実施する。	拡充 出前講座 (10回/年)	保健予防課 健康づくり支援課
5	飲酒・喫煙防止対策	アルコールやたばこが子どもの健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター等により啓発活動を行うとともに、中学生の健康教育開催時に正しい知識の普及を行う。	継続 未成年の飲酒・喫煙率 0%	健康づくり支援課
6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	拡充 性感染症検査、相談及び即日検査 (月3回)	保健予防課

1－（４）小児医療の充実

子どもの急な病気等に対応できるよう小児救急医療や休日急患・小児夜間診療の充実に努めるとともに、障害のある子どもや特定疾患の子ども等に対する医療給付の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。	継続 —	保健医療推進課
2	休日急患・小児夜間診療事業	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間（土曜日を除く。）に小児科の診療を行う。	継続 —	診療所
3	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	継続 —	健康づくり支援課
4	自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続 —	健康づくり支援課
5	結核児童療育給付	結核児童に対して、その児童の心身両面にわたる健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。	継続 —	健康づくり支援課
6	小児慢性特定疾患医療給付	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続 —	健康づくり支援課

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2－（１）次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、将来の自分の生き方を探り、自立した大人として成長するよう、中学生社会体験事業や子育て体験学習等により、次代の親の育成に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	男女平等教育研修会	教職員を対象に、男女共同参画社会の実現についての講演会を年1回開催する。	継続 —	教育指導課 教育研究所
2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	拡充 実施率 100%	教育指導課
3	子育て体験学習（1－（3）－3の再掲）	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	拡充 10校	子育て支援課 青少年課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課

2-（2）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、教職員研修や指導方法の工夫改善を図るとともに、相談体制や各種体験活動等、教育環境等の整備に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	小・中学校における食育の推進（1-（2）-2の再掲）	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。	継続 —	教育指導課 学校給食課 教育研究所
2	子どもの情報提供事業	子どもたちの体験等の情報を提供するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」を発行する。	継続 —	生涯学習課
3	臨床心理士配置事業	教育総合相談センターに臨床心理士を配置し、学校からの要請に応え助言・援助したり、教育総合相談センターでの相談に助言したりする。	拡充 —	教育研究所
4	さわやか相談員配置事業	市内全中学校に川越市さわやか相談員を配置し、生徒や保護者、学区の小学校児童等の相談を受けたり家庭訪問を行ったりする。	継続 —	教育研究所
5	学校カウンセリング研修事業	教職員がカウンセリングに必要な理論や技法を身に付けるため学校カウンセリング初級・中級研修会を実施する。	継続 —	教育研究所
6	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続 —	教育研究所
7	総合的な学習の時間の支援	学校や地域の特色を生かすとともに、探究的な活動が展開できるようにするために、総合的な学習の時間の研修会の充実を図り、全体計画や指導計画の修正を行う。	継続 —	教育研究所
8	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	拡充 —	教育研究所
9	少人数学級、少人数指導の充実	中学校第1学年で、1学級概ね35人を超える学年に1学級増を行い、少人数学級にすることにより、授業や生活面等でよりきめ細かな指導を行う。（学校管理課） 確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を行う。（教育指導課）	拡充 —	学校管理課 教育指導課
10	教育副読本の整備	小学校3、4年生の社会科の地域学習において活用する副読本を整備する。	継続 —	教育指導課
11	中学生社会体験事業（2-（1）-2の再掲）	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	拡充 実施率 100%	教育指導課
12	国際理解教育	小学校における英語活動や中学校における英語科の充実を図るために研修会の実施、指導資料等の作成を行う。	継続 —	教育研究所
13	情報教育	児童・生徒の情報活用能力を育成するため、情報教育について研修会を実施するとともに、コンピューター等情報機器の整備、指導資料等の作成を行う。	継続 —	教育研究所
14	土曜子ども体験	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続 年 22 回	博物館

15	子ども博物館教室	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続 年 3 回	博物館
16	夏休み子ども体験	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや街並み見学ツアーなどを行う。	継続 年 3 回	博物館
17	昔の遊び	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続 年 2 回	博物館
18	人権教育	市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習の機会や情報の提供を行う。	継続 —	生涯学習課
19	人権啓発事業	人権意識の高揚と差別意識や偏見の解消に向けた啓発をさまざまな機会を利用し行う。	継続 講演会参加者数 300 人	人権推進課
20	学校部活動補助事業	小学校クラブ活動費、中・高・養護学校部活動費の補助を行う。	継続 —	教育指導課
21	公立学校施設の整備	学校施設の耐震性能の向上を図るとともに、施設・設備等の改善改修を行う。	拡充 公立学校施設の耐震化率 100%	教育財務課
22	育児関連講座	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続 10 講座	中央公民館
23	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	継続 小学校 32 校 幼稚園 32 園 保育園 33 園	教育指導課
24	川越市子ども読書活動推進計画第2次の策定・推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定し、施策を推進する。	拡充 —	教育指導課
25	学校図書館図書の整備	文部科学省が示している「学校図書館図書標準」に基づく整備冊数を目標に、学校図書館図書の整備充実を図る。	拡充 整備率 100%	教育指導課
26	小・中学生の読書活動の推進	小学校全学年を対象に、読書記録カードと認定証を配布し、6箇月で30冊の読書を目指して取り組むことにより読書活動を推進する。中学校全学年を対象に、保護者・教職員等から募集した推薦図書を掲載した小冊子「小江戸中学生読書手帳〜この本 読んだ？〜」を配布し、読書活動の推進を図る。	継続 達成率 100%	教育指導課

2-(3) 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭教育講座や地域活動の推進、ボランティアの活用等により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。さらに、不登校の児童生徒に対して学校復帰に向け指導や援助を行う。	継続 —	教育研究所
2	不登校児童生徒保護者セミナー	不登校児童生徒の保護者向けセミナーを開き、悩みを聴き、子どもへの関わり方の支援や情報の提供を行う。	継続 —	教育研究所
3	家庭教育学級	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座を委託する。	継続 —	生涯学習課
4	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充 25講座	中央公民館
5	総合型地域スポーツクラブ	青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした地域住民の自主的・自立的な運営による多目的・多世代型のスポーツクラブを設置・育成する。	拡充 3クラブ 設置・育成	市民スポーツ課
6	スポーツ少年団	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続 —	市民スポーツ課
7	学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続 —	市民スポーツ課
8	人材バンク	講師等ができる市民に登録してもらい、各学校や地域団体に活用してもらう。	継続 —	生涯学習課
9	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。	継続 —	生涯学習課
10	エコチャレンジファミリー認定事業	希望する家庭に電力量を測る機器を貸し出し、家族で省エネ活動に取り組んだ家庭を「エコチャレンジファミリー」として認定することにより、省エネの取り組みを広げ、地球温暖化防止に貢献できる子どもを育成する。	継続 認定件数 1,540件 (H24までの目標事業量)	環境政策課
11	市民環境調査	子どもを含めた市民による環境調査を実施し、環境の現状を把握するとともに、市民の環境に関する意識を高めていく。	継続 開催回数 (年度):1回	環境政策課
12	星空観察の集い	星空を観察するという身近な方法により大気の状態を調査し、子どもを含めた市民が大気環境と人間活動との関わりについて考える機会をつくる。	継続 開催回数 (年度):2回	環境政策課
13	環境展inさんぱく	展示物やイベントを通じ、地球温暖化・省エネ・新エネ等に対する普及啓発活動を行うことで地球環境保全に意識の高い子どもを育成する。	継続 開催回数 (年度):1回	環境政策課
14	夏休み親子リサイクル体験ツアー	ゴミの現状を理解し、ごみの減量や分別まわりサイクルの大切さを認識してもらうために、小学生と保護者を対象に清掃センターなどの施設見学や廃材を利用した工作教室を行う。	継続 —	資源循環推進課
15	市民の森	自然に学び、自然とふれあえる場として市民の森を整備する。	継続 —	環境政策課
16	こどもエコクラブ	子どもたちが地域の仲間と一緒に、環境に関する学習や活動ができるよう支援する。	継続 イベント開催回数 (年度):2回	環境政策課

17	エコチャレンジスクール	全校で環境にやさしい取組を通して学校版ISOを実施し、環境教育を行う。	継続 —	教育研究所
----	-------------	-------------------------------------	---------	-------

目標3:子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3－（１）親の学びの機会の充実

妊娠・出産・育児についての不安や悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、母親学級・両親学級等親の学びの機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標 目標事業量	所管課
1	両親学級（1－（1）－13の再掲）	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	拡充 —	健康づくり支援課
2	育児関連講座（2－（2）－22の再掲）	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	継続 10講座	中央公民館
3	家庭教育講座（2－（3）－4の再掲）	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充 25講座	中央公民館
4	市民との協働による父親育児講座	市民活動団体等との協働で、子育て中の父親を対象に、子育ての楽しさを実感し、育児への関心を高めるため、具体的に活用できる育児講座を実施する。	新規 参加者数 年30組	子育て支援課

3－（２）親の社会参画の機会の充実

子育て中の親が身近な地域で人々とふれあい、子どもとともに成長することができるよう、地域子育て支援拠点事業等、親が社会参画する機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標 目標事業量	所管課
1	地域子育て支援拠点事業（5－（1）－5に掲載）	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	拡充 25箇所	保育課
2	家庭教育学級（2－（3）－3の再掲）	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座を委託する。	継続 —	生涯学習課
3	イベント等への参加促進	市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施する。	拡充 —	子育て支援課

目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4-(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	ワークライフバランスの推進・啓発	ワークライフバランス推進のため事業主や従業員に対し啓発やセミナーを開催する。	拡充 セミナー年2回 就業規則等で育児休業制度を規定している割合70%	緊急地域経済対策室 男女共同参画課 子育て支援課 職員課
2	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク川越の発行している求人情報を庁舎・出張所等に設置して、就業を希望する市民に対して情報提供を行う。	継続 提供箇所数15箇所	緊急地域経済対策室
3	求職相談	就労相談室を設け、しごと相談員を配置して求職に関する相談を受けるとともに、求人情報を提供する。	継続 相談件数 年200件	緊急地域経済対策室
4	就労支援事業	求職者や勤労者を対象に就労や資格取得に役立つ講座やキャリアアップ講座を開催する。	継続 講座開催 年12回	緊急地域経済対策室
5	就職面接会	ハローワーク、埼玉県、近隣市等と連携して合同就職面接会を開催する。	継続 開催数 年2回	緊急地域経済対策室
6	労働基本調査	両立支援制度など子育て支援に関わる事項を調査項目に加え実施する。(調査は4年に1回)	継続 —	緊急地域経済対策室
7	労働相談	従業員、事業主を対象に労働相談を定期的に実施する。	継続 開催数 年12回	緊急地域経済対策室
8	一般事業主との連絡会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡会、講演会等を開催し、計画の円滑な実施を図る。	拡充 参加企業数 年50社	子育て支援課
9	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。	継続 —	女性会館
10	特定事業主行動計画	事業主として、職員が仕事と子育ての両立を図れるよう、次世代育成に係る支援策を計画的かつ着実に推進するため、行動計画の策定により目標値の設定、制度周知等を行う。	新規 —	職員課
11	母子家庭等就業・自立支援センター事業(6-(2)-8に掲載)	母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講習会を開催する。	新規 延べ利用者数 300人/年	子育て支援課
12	母子自立支援プログラム策定事業(6-(2)-11に掲載)	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。	新規 プログラム策定 件数 40件/年	子育て支援課

4－（２）仕事と子育ての両立の推進

子育て中の家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの充実、関係機関への支援に努めるとともに、各種講座等の開催により啓発に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	ファミリー・サポート・センター事業（５－（１）－７に掲載）	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充 2箇所	保育課
2	学童保育事業（５－（１）－１に掲載）	保護者の就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	拡充 —	教育財務課
3	病児・病後児保育事業（５－（１）－３に掲載）	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	拡充 13箇所	保育課
4	一時的（特定）保育事業（５－（１）－４に掲載）	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充 —	保育課
5	法人立保育所への支援（５－（２）－７に掲載）	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充 —	保育課
6	家庭保育室委託事業（５－（２）－８に掲載）	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充 —	保育課
7	認可外保育施設への助成制度（５－（２）－９に掲載）	家庭保育室への助成を充実するとともに、他の認可外保育施設への助成を拡大する。	拡充 —	保育課
8	認可外保育施設等の認可化支援（５－（２）－１０に掲載）	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	継続 —	保育課
9	幼稚園での預かり保育事業（５－（２）－１１に掲載）	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	継続 —	保育課
10	男女共同参画の促進	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発や男女共同参画に関する講座を実施する。	新規 —	男女共同参画課 女性会館
11	両親学級（１－（１）－１３の再掲）	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	拡充 —	健康づくり支援課
12	家庭教育講座（２－（３）－４の再掲）	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	拡充 25講座	中央公民館
13	市民との協働による父親育児講座（３－（１）－４の再掲）	市民活動団体等との協働で、子育て中の父親を対象に、子育ての楽しさを実感し、育児への関心を高めるため、具体的に活用できる育児講座を実施する。	新規 参加者数 年30組	子育て支援課

目標5：子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5－（１）地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、一時的（特定）保育事業等地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	学童保育事業	保護者の就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	拡充 2,251人	教育財務課
2	学童保育室施設整備事業	狭隘化・老朽化している施設を整備し、保育環境の改善を図る。	新規 —	教育財務課
3	病児・病後児保育事業	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	拡充 13箇所	保育課
4	一時的（特定）保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	拡充 50箇所 150,000人	保育課
5	地域子育て支援拠点事業	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	拡充 25箇所	保育課
6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充 —	保育課
7	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	拡充 2箇所	保育課
8	ショートステイ事業	保護者の病気や入院、災害、事故などにより、児童の養育が困難になった場所など、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かるショートステイ事業を新たに実施する。	新規 1箇所	子育て支援課
9	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。	新規 市内協賛店舗・施設数 350箇所	子育て支援課
10	総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供する。	新規 —	子育て支援課

5－（２）保育サービスの充実

多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育・延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	拡充 3,840 人	保育課
2	延長保育事業	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	拡充 40 箇所 2,040 人	保育課
3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	拡充 —	保育課
4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。	拡充 —	保育課
5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。	拡充 —	保育課
6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。	拡充 —	保育課
7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。	拡充 —	保育課
8	家庭保育室委託事業	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。	拡充 —	保育課
9	認可外保育施設への助成制度	家庭保育室への助成を充実するとともに、他の認可外保育施設への助成を拡充する。	拡充 —	保育課
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	継続 —	保育課
11	幼稚園での預かり保育事業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で行っている預かり保育事業の支援を行う。	継続 —	保育課
12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所及び家庭保育室保育士の研修を行う。	拡充 —	保育課
13	保育サービス評価の仕組の導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。	拡充 —	保育課
14	認定こども園	保育園と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、保育・幼児教育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる。	新規 —	保育課
15	家庭的保育事業（保育ママ）	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う。	新規 30人	保育課
16	トワイライトステイ事業	保護者が仕事や緊急の必要があり帰宅が遅くなる場合など、平日の夕方から夜間まで子どもを預かるトワイライトステイ事業を新たに実施する。	新規 5人・1箇所	子育て支援課
17	休日保育事業	休日等に保育所等で児童を保育する。	新規 180人・3箇所	保育課

5－（３）子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	子どもに関する条例又は宣言等	未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人間として健やかに育つことができるよう、子どもに関する条例又は宣言等について具体的に検討する。	継続 —	子育て支援課 人権推進課 青少年課 教育指導課
2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	継続 —	保育課
3	子ども手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもを養育している者に対し、手当を支給する。	新規 —	子育て支援課
4	幼稚園就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	拡充 —	教育財務課
5	スポーツ少年団（2－（3）－6の再掲）	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。	継続 —	市民スポーツ課
6	学校体育施設開放事業（2－（3）－7の再掲）	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。	継続 —	市民スポーツ課
7	地域組織活動への研修	保健推進員に対し、母子保健に関する研修を実施する。また、他の団体からの教室依頼に協力する。	継続 —	健康づくり支援課
8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。	継続 —	青少年課
9	児童遊園	幼児・児童を交通禍から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	継続 —	青少年課
10	児童館機能の整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。	拡充 —	青少年課
11	青少年市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。市民会議は、市内青少年関係64機関・団体から構成され、組織内に22の地区会議を有し、各種啓発活動や地域の実情に合った青少年健全育成活動を展開している。	継続 —	青少年課
12	青少年団体	青少年団体を支援し、その活動の充実を図る。また、青少年団体が行う野外活動の財政的支援を行い関係機関との連携を図る。	継続 —	青少年課
13	「子ども110番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続 —	青少年課
14	青少年の体験活動事業	友好都市北海道中札内村を中心に中学生を対象とした体験学習、研修を行う少年の翼を実施する。小学生を対象にしたキャンプ、たこ作り、遊びを通じて仲間作りをする「わんぱく共輪国」などを支援する。	継続 —	青少年課

15	非行防止活動	少年指導センターにおいて、少年補導員を中心とした街頭補導活動を実施するほか、少年相談にも応じ、非行を未然に防ぐ活動を実施する。更に関係機関と連携し、サポート体制の強化を図る。	継続 —	青少年課
16	適応指導教室(2-2)-6の再掲	教育総合相談センターにおいて、不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。	継続 —	教育研究所
17	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。学校教育、社会教育の担当が連携を強め、事業が円滑に行われるよう努めていく。	拡充 事業に携わった人数 10,000人	生涯学習課
18	ブックスタート事業	健康づくり支援課が行う4か月児健診の際、乳児とその保護者に育児支援としてのメッセージを伝えながら絵本等の入ったブックスタートパックを手渡す。	継続 —	中央図書館
19	いないいないばあのおはなし会	乳幼児とその保護者を対象にわらべうたを中心にふれあい遊びを行う。乳幼児向けの絵本の紹介も行う。	継続 —	中央図書館
20	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	継続 年4回実施	生活福祉課
21	スチューデントサポーター派遣事業	学生ボランティアが家庭訪問等を通して不登校児童生徒に学習支援や相談活動等を行う。	継続 —	教育研究所
22	スクールボランチ(生徒指導推進委員)の配置	児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導・支援を行うための臨時職員を市内小・中学校に配置する。	新規 150日 54名	教育指導課

5－（４）体験活動・交流の促進

子どもが様々な体験活動や交流を通じて、心豊かに成長するよう、体験活動・交流の促進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	川越市PTA連合会活動	PTA活動をさらに充実するため、各小中学校のPTA役員向けに運営講座を行う。	継続 —	生涯学習課
2	子育て体験学習（1－（3）－3の再掲）	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	拡充 10校	子育て支援課 青少年課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課
3	川越市子ども会育成団体連絡協議会活動	子ども会育成団体の自主性を尊重しつつ、相互の連絡協力を図り、その向上発展を期するため、補助金を交付する。	継続 —	生涯学習課
4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	継続 各校8回	学校管理課
5	中学生社会体験事業（2－（1）－2の再掲）	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	拡充 実施率 100%	教育指導課
6	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	継続 各クラス年1回ずつの交流会	高齢者いきがい課
7	体験学習（小学生対象）	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	継続 12講座	中央公民館
8	土曜子ども体験（2－（2）－14の再掲）	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鎧の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	継続 年22回	博物館
9	子ども博物館教室（2－（2）－15の再掲）	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	継続 年3回	博物館
10	夏休み子ども体験（2－（2）－16の再掲）	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや町並み見学ツアーなどを行う。	継続 年3回	博物館
11	昔の遊び（2－（2）－17の再掲）	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ベーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	継続 年2回	博物館
12	海外姉妹都市交流事業	平和な社会を築くため、海外姉妹都市との交流を通じて、子どもたちの国際理解を深める。	継続 年間派遣件数 1件	国際交流課

5－（５）地域における子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てする家庭への支援を充実するため、子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	地域子育て支援拠点事業（５－（１）－５の再掲）	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	拡充 25箇所	保育課
2	保育所による地域子育て支援事業（５－（１）－６の再掲）	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。	拡充 —	保育課
3	子育てサークルへの出前講座	各地区公民館等で活動するサークルからの育児等に関する教室・相談等の要望に対し、保健師・保育士・栄養士等が出向き、協力する。	拡充 —	保育課 健康づくり支援課
4	子育てサークルへの施設提供	子育てサークルへの活動の場の提供を行う。	継続 随時	中央公民館
5	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	継続 19サロン	中央公民館
6	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	継続 1講座	中央公民館
7	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を子育て支援ネットワークとして位置づけ、市内の子育て支援体制の連携を図る。	拡充 —	子育て支援課
8	子育て支援プロジェクトチームの設置	地域子育て支援センター、公民館、児童館等で行われている子育て支援事業の効果的な推進を図るため、庁内関係課の担当者からなる横断的な連絡会議を設置し、現状や問題点の把握に努め、事業へ柔軟に反映させていくように取り組んで行く。	新規 年間12回	子育て支援課 青少年課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課

5－（６）子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育て情報提供の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達が作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。	拡充 —	子育て支援課 保育課 健康づくり支援課
2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。（サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等）	拡充 —	保育課 健康づくり支援課
3	市民との協働による子育て情報誌	育児中の母親達との協働で、子育て情報誌を作成・発行する。	新規 年間発行部数 6,000部	子育て支援課 健康づくり支援課 中央公民館

目標6:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6－（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備するため、こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会等により児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、再発予防のため、相談体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	養育支援訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門の相談員等が訪問により実施する。	拡充 —	子育て支援課
2	家庭児童相談	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充 —	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。また、被虐待児に対する支援体制を充実する。	拡充 —	子育て支援課
4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループに保健師・臨床心理士が加わり開催する。保護者等が自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図り、児童虐待を予防する。（子育て支援課・児童相談所と連携）	継続 —	健康づくり支援課
5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	拡充 —	健康づくり支援課
6	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	新規 訪問率（産婦・新生児 訪問指導を含む） 100%	健康づくり支援課
7	周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と健康づくり支援課等が連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を積極的に把握し、訪問等により支援することにより、早期に育児不安等の軽減を図り、児童虐待の予防を図る。	新規 —	健康づくり支援課

6－（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や母子寡婦福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	ひとり親家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。	拡充 —	子育て支援課
2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。	拡充 —	子育て支援課
3	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	継続 —	子育て支援課
4	児童扶養手当	父親又は母親がいない家庭や父親又は母親が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。（所得制限あり）	継続 —	子育て支援課
5	川越市遺児手当	父母のいない（父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む）義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。	継続 —	子育て支援課
6	母子生活支援施設	母子家庭又はそれに準ずる事情にある家庭で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子共に入所させ、保護・指導を行うと共に自立を支援する。	継続 —	子育て支援課
7	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。（支給要件あり）	継続 —	医療助成課
8	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講習会を開催する。	新規 延べ利用者数 300人／年	子育て支援課
9	ひとり親家庭生活支援事業	子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。	新規 延べ利用者数 80人／年	子育て支援課
10	母子家庭等自立支援給付金事業	高等技能訓練促進費等支給事業：一定資格を取得するために養成機関において2年以上のカリキュラムを修業した場合、その全修業期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、修了時に高等技能訓練修了支援給付金（平成20年度以降入学者が対象）を支給する。 母子自立支援教育訓練給付金事業：母子家庭の母が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。	新規 —	子育て支援課
11	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行う。	新規 プログラム策定 件数 40件／年	子育て支援課
12	女性のための相談事業	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	継続 相談日数 100日／年	男女共同参画課
13	川越市父子家庭貸付事業	父子家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の貸付を行う。	新規 —	子育て支援課

6－（３）障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実等障害児施策の充実に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供する登録民間団体のサービス提供を受けた場合、その利用料の一部を負担することにより地域生活を支援する。	継続 —	障害者福祉課
2	緊急一時保護事業	保護者等の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害児（身障手帳1～3級、療育手帳A～B）を一時的に保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図る。	継続 —	障害者福祉課
3	障害のある子どもへの補装具等の交付	障害児が日常生活を送る上で必要な補装具、日常生活用具等を交付（給付）する。（交付・給付要件あり）	継続 —	障害者福祉課
4	障害のある子どもへの各種手当の支給	在宅の障害児に在宅心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。（支給要件あり）	継続 —	障害者福祉課 子育て支援課
5	障害者相談支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門のコーディネーターを配置し、無料で、総合的な相談に応じる。（相談支援委託事業所においても実施）	継続 —	障害者福祉課
6	紙おむつ給付事業	在宅で、失禁状態にあるため排泄の介護を必要としている3歳以上の障害児（身障手帳1・2級、療育手帳A・A）に対し、紙おむつを一定金額内で現物給付することにより、経済的負担を軽減する。	継続 —	障害者福祉課
7	統合保育事業（5－（2）－3の再掲）	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。	継続 —	保育課
8	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	継続 —	子育て支援課
9	家庭児童相談（6－（1）－2の再掲）	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充 —	子育て支援課
10	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	継続 —	教育研究所
11	知的障害児通園施設	知的障害のある子どもを児童の特性に応じて日常生活及び社会適応のため、あけぼの児童園において指導する。	新規 —	保育課
12	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。	拡充 —	保育課

13	特別支援教育支援員（自立支援サポーター）の配置	障害のある子どもに対して学習支援を行う自立支援サポーターを学校からの要請に応じて派遣する。	継続 —	教育研究所
14	特別支援教育支援員（臨時指導員）の配置	一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。	継続 —	教育研究所
15	ダウン症のある子どもを持つ親の会（1－（1）－22の再掲）	ダウン症のある子どもを持つ保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	継続 —	健康づくり支援課
16	すくすくクリニック（1－（1）－24の再掲）	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。	継続 —	健康づくり支援課
17	発育・発達クリニック（1－（1）－25の再掲）	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
18	子どもこころの健康相談（1－（1）－26の再掲）	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。	拡充 —	健康づくり支援課
19	自立支援医療（育成医療）給付（1－（4）－4の再掲）	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。	継続 —	健康づくり支援課
20	小児慢性特定疾患医療給付（1－（4）－6の再掲）	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。	継続 —	健康づくり支援課
21	学童保育事業（5－（1）－1の再掲）	保護者の就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	拡充 学童保育室入室の規定に対して障害児の受入れは100%入室	教育財務課

目標7：子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7－（1）良質な住宅・良好な居住環境の確保

子育て中の家庭が安心して子育てができ健康に過ごせるよう、良質な住宅・良好な居住環境の確保に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標 目標事業量	所管課
1	地域優良賃貸住宅	子育て世帯等居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅について、事業者からの供給計画認定申請に基づき供給計画の認定を行う。	継続 —	住宅課
2	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯、母子世帯等居住の安定を図る必要がある世帯に対する優先的な取扱いを実施しているが、子育て世帯についても同様に取扱えるよう進めていく。	継続 —	住宅課
3	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピルホス）による室内空気感染によって衛生上の支障が生じないよう、建築材料及び換気設備について審査を行う。	継続 —	建築指導課

7-（2）安全な道路交通環境の整備

子どもと親が安心して外出できるよう歩行空間のバリアフリー化や交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	歩行空間のバリアフリー化	幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。	継続 1,960m	道路建設課 街路課 道路環境整備課
2	屋外広告物の撤去	良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反して設置される立看板等の簡易除却を実施する。	継続 —	都市景観課
3	生活道路における安全対策	道路区画線や交通安全看板を設置し、生活道路であることを強調することにより、通過車両の進入の抑制及び通行する際の徐行を促す。	継続 100箇所	安全安心生活課
4	カーブミラーの整備	見通しの悪い交差点・カーブ等にカーブミラーを設置する。	継続 80基	安全安心生活課
5	交通安全看板	交通安全上危険な交差点等に交通安全看板等を設置し、運転者等に注意を促す。	継続 40本	安全安心生活課
6	道路照明灯	夜間における交通の安全と円滑化を図るため道路照明灯を設置する。	継続 3基	安全安心生活課
7	信号機	交通の安全と円滑化を図る為、川越警察署と連携し、信号機の設置に向けた調整を行う。	継続 —	安全安心生活課

7-（3）安全・安心なまちづくり

公共施設のバリアフリー化や安全に配慮した公園整備等により、安心・安全なまちづくりに努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	安全・安心な都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	拡充 改修数 年間 20 箇所	公園整備課
2	旅客施設、車両等のバリアフリー化	鉄道事業者が、駅施設のバリアフリー化をする際に、国・県と協調してエレベーター等のバリアフリー施設整備費を補助する。 バス事業者が、ノンステップバスを導入する際に、国・県と協調してバス購入費を補助する。	継続 駅施設のバリアフリー化 100% ノンステップバス導入率 100%	都市交通政策課
3	バリアフリー新法に基づく所要の措置	不特定多数の者が利用する建築物の出入口、廊下、トイレ等について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準に基づいて審査を行う。	継続 —	建築指導課
4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例（平成8年4月1日施行）、バリアフリー新法（平成18年12月20日施行）等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。市有施設の設計において、利用円滑化基準を遵守する。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計を推進する。	拡充 1,960m	道路建設課 街路課 道路環境整備課 建築課

5	本庁舎における、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁舎において、こども用便座・床置き式小便器・ベビーチェア等を設置する。	継続 —	管財課
6	防犯灯の整備	夜間の犯罪を予防するために、各自治会からの要望をもとに、防犯灯の新設及び修繕等を行い、安全で安心な防犯のまちづくりのための地域環境づくりを行う。	継続 年間の新設灯数 350灯	安全安心生活課
7	赤ちゃんの駅	市内の公共施設のうち、授乳及びおむつ替等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	新規 50箇所	子育て支援課

7-（4）子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、交通安全教育の充実を図り、子ども等の交通安全を確保するための活動の推進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないよう指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	拡充 180回 21,000人	安全安心生活課
2	児童の登校時の交通の安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所に立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。	継続 —	安全安心生活課
3	交通安全推進団体への補助	交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。	継続 —	安全安心生活課
4	交通安全運動	川越市、川越警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	継続 年4回 約1,500人参加	安全安心生活課
5	放置自転車対策	自転車の放置の防止に関する指導及び啓発に努めるとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な生活環境を保持する。	継続 4,000台 撤去	安全安心生活課
6	シートベルト、チャイルドシートの着用促進	後部座席を含めたシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用促進運動期間中などの機会を捉えて広報・啓発活動を行い、着用促進を図る。	継続 —	安全安心生活課
7	安全・安心な通学路の確保	児童生徒の安全を確保するため、通学路について注意喚起のための道路標示や標識等の設置、歩道の整備など計画的な整備を図る。	新規 —	安全安心生活課 道路環境整備課 教育指導課
8	児童等の自転車乗車時のヘルメットの着用	改正道路交通法の施行により、自転車乗用中の児童・幼児のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ヘルメットの着用促進を図る。	新規 —	安全安心生活課

7－（５）子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪のない安全な社会を築くため、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策	犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、ソフト・ハードの両面から総合的、効果的に地域の「領域性」や「監視性」を高めるための各種施策を展開する。	継続 —	安全安心生活課
2	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	継続 自主防犯活動を行っている団体数（自治会・PTA） 300団体	安全安心生活課
3	防犯意識の高揚（犯罪情報・防犯情報の収集と提供）	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。 ＊小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	継続 メール配信サービスの登録件数 10,000 件	安全安心生活課
4	安全な地域コミュニティの推進	地域における自主防犯活動をはじめとした各種活動への参画を促進し、支援することにより、安全で安心な地域コミュニティの推進を図る。 ＊防犯パトロール用資機材等の提供	継続 年間の提供団体数 20自治会等	安全安心生活課
5	防犯実技研修会	全市立学校教員を対象に、学校における防犯対策を、実技を通して行う研修会を実施する。	継続 教員54名 スクールガード68名	教育指導課
6	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待・犯罪被害等の防止のため啓発活動を実施する。	継続 1回／年	子育て支援課
7	「子ども110番の家」（5－（3）－13の再掲）	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。	継続 —	青少年課

7－（６）被害に遭った子どもの支援の推進

子どもの人権を保護するため、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもの支援の推進に努めます。

No.	事業名	事業の概要	目標	所管課
			目標事業量	
1	犯罪被害者支援推進協議会への補助	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。	継続 —	安全安心生活課
2	家庭児童相談（6－（1）－2の再掲）	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。	拡充 —	子育て支援課
3	要保護児童対策地域協議会（6－（1）－3の再掲）	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。また、被虐待児に対する支援体制を充実する。	拡充 —	子育て支援課

2 重点施策

目標1：子どもと親の豊かな健康づくりの推進

多様化、複雑化する健康に関する諸問題を解決するため、健診・相談・指導体制の充実に努めます。

- 乳幼児健診（健康づくり支援課） 【拡充】
- 産婦・新生児訪問指導（健康づくり支援課） 【拡充】
- 乳幼児訪問指導（健康づくり支援課） 【拡充】
- 未熟児・長期療養児訪問指導（健康づくり支援課） 【拡充】
- こども医療費の助成（医療助成課） 【拡充】

目標2：心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育むため、市立学校の教育活動・教育環境等の整備・充実に努めます。

- 中学生社会体験事業（教育指導課） 【拡充】
- 川越市教職員研修事業（教育研究所） 【拡充】
- 少人数学級、少人数指導の充実（学校管理課・教育指導課） 【拡充】
- 公立学校施設の整備（教育財務課） 【拡充】
- 家庭教育講座（中央公民館） 【拡充】

目標3：子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

子育てをより楽しく充実したものにするため、子育てについて話し合い、学ぶ場や社会参画の機会の充実に努めます。

- 市民との協働による父親育児講座（子育て支援課） 【新規】

目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

仕事と子育てを両立しやすい社会の実現のため、事業主等に対する啓発や、地域における子育ての相互援助活動の推進に努めます。

○ワークライフバランスの推進・啓発

(緊急地域経済対策室・男女共同参画課・子育て支援課・職員課)

【拡充】

○一般事業主との連絡会(子育て支援課)

【拡充】

目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

子育てしやすい環境を整備するため、市民の多様な保育ニーズに応えるとともに、保育所待機児童の解消に努めます。

また、家庭で子育てをしている母親への支援の充実に努めます。

○学童保育事業(教育財務課) 【拡充】

○病児・病後児保育事業(保育課) 【拡充】

○一時的(特定)保育事業(保育課) 【拡充】

○地域子育て支援拠点事業(保育課) 【拡充】

○保育所による地域子育て支援事業(保育課) 【拡充】

○ファミリー・サポート・センター事業(保育課) 【拡充】

○通常保育事業(保育課) 【拡充】

○統合保育事業(保育課) 【拡充】

○土曜保育事業(保育課) 【拡充】

○産休明け保育事業(保育課) 【拡充】

○公立保育所の運営方法の検討(保育課) 【拡充】

○法人立保育所への支援(保育課) 【拡充】

○認可外保育施設への助成制度(保育課) 【拡充】

○保育士研修(保育課) 【拡充】

○保育サービス評価の仕組の導入検討(保育課) 【拡充】

○児童館機能の整備(青少年課) 【拡充】

○地域子どもサポート推進事業(生涯学習課) 【拡充】

○育児情報発信活動(子育て支援課・保育課・健康づくり支援課) 【拡充】

○育児サークル支援(保育課・健康づくり支援課) 【拡充】

目標6:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長することができるよう、児童虐待の防止や障害を持つ児童とその家庭等への支援策の充実を図ります。

- 養育支援訪問事業（子育て支援課） 【拡充】
- 家庭児童相談（子育て支援課） 【拡充】
- 要保護児童対策地域協議会（子育て支援課） 【拡充】
- こんにちは赤ちゃん事業（健康づくり支援課） 【新規】
- ひとり親家庭相談（子育て支援課） 【拡充】
- 母子家庭等日常生活支援事業（子育て支援課） 【拡充】
- 川越市父子家庭貸付事業（子育て支援課） 【新規】
- 肢体不自由児認可通園施設（保育課） 【拡充】

目標7:子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

親子が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化及び防犯対策の推進に努めます。

- 安全・安心な都市公園の整備（公園整備課） 【拡充】
- 公共施設等のバリアフリー化
（道路建設課・街路課・道路環境整備課・建築課） 【拡充】
- 赤ちゃんの駅（子育て支援課） 【新規】
- 交通安全教育（安全安心生活課） 【拡充】

第5章 計画の推進に向けて



「みんななかよし」
高橋 美香さん

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第5項の規定により、毎年少なくとも一回、措置の実施状況を公表することとなっています。

また、国が定めた行動計画策定指針では、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要であるとしています。

そのため、庁内関係課により「川越市次世代育成支援対策推進委員会」を組織し、全庁的な体制の下で計画を推進するとともに、計画の実施状況を各年度ごとに把握・点検し、市民に公表します。

(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会

本市では、次世代育成支援対策行動計画の推進を図るため、保護者、関係機関代表者、事業主等からなる「川越市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況及び課題について協議を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について各年度ごとに検討を行い、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見を提案することができることとします。

(3) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」は、児童福祉に関する事項を調査審議する機関と位置づけられていることから、後期計画の策定について審議いたしました。

平成22年度以降については、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の推進に関し必要な事項について検討を行うこととします。

2 市民及び関係機関等との連携

この計画の推進に当たっては、行政や関係機関だけでなく、子育て中の親をはじめ地域で子育て家庭を支援する人々、事業主、子育てサークルやNPO等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

3 財源の確保

この計画を推進するためには、多額の財源が必要になることが予想されることから、本市としても、歳入の確保に努め、財源の確保を図ります。

また、国に対し、適正な財源措置が図られるよう要望していきます。

資 料 編



「家族で見た伊佐沼の花火大会」
川口 優衣さん

1 策定体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

社会福祉法第12条第1項及び川越市社会福祉審議会条例第2条に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するために設置されている組織です。

(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会

次世代育成支援対策推進法第21条第1項に基づき、川越市次世代育成支援対策行動計画の推進を図るために設置されている組織です。

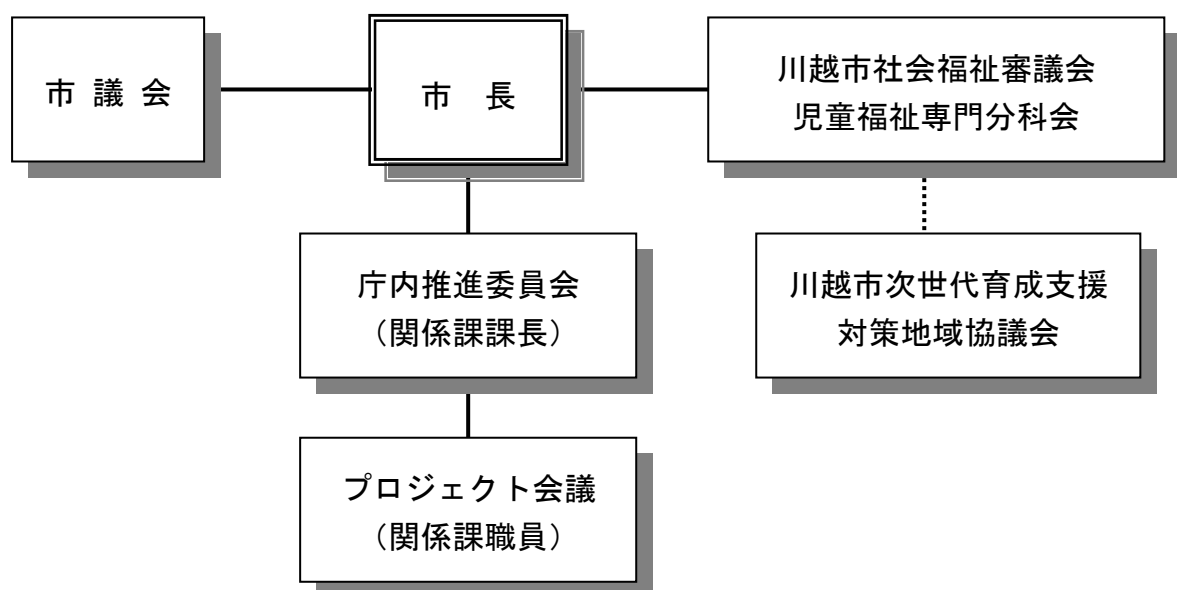
(3) 庁内の検討体制

①川越市次世代育成支援対策推進委員会

川越市次世代育成支援対策行動計画の推進を図るために設置されている関係課課長の組織です。

②川越市次世代育成支援対策プロジェクト会議

川越市次世代育成支援対策推進委員会の下部組織となる関係課職員の組織です。



2 策定経過

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

①開催状況

前期計画の進行管理を行うとともに、後期計画の策定について審議を行いました。

平成20年度

分科会

第1回 平成20年5月21日開催

- ・後期計画の策定について

第2回 平成20年7月29日開催

- ・前期計画の進捗状況について
- ・後期計画の策定について

第3回 平成20年11月17日開催

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて
- ・後期計画策定に係るニーズ調査について
- ・事業主へのアンケート調査について
- ・次世代育成に関する子どもたちの作文・絵画について
- ・かわごえ子育てプラン推進のための提案について

第4回 平成21年2月4日開催

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて
- ・かわごえ子育てプラン推進のための提案について

小委員会

第1回 平成20年9月11日開催

- ・前期計画の進捗状況について

平成21年度

分科会

第1回 平成21年5月20日開催

- ・ 後期計画の策定について
- ・ 後期計画策定に係るニーズ調査の結果について
- ・ 事業主へのアンケート調査の結果について

第2回 平成21年7月29日開催

- ・ 後期計画の個別施策案について
- ・ 後期計画策定に係る懇談会の結果について
- ・ 後期計画策定に係る地域協議会からの意見について
- ・ 前期計画の進捗状況について

第3回 平成21年10月16日開催

- ・ 後期計画策定に係る目標数値等について
- ・ 後期計画策定に係る公聴会の結果について
- ・ ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査の結果について
- ・ 後期計画の個別施策案について
- ・ 後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

第4回 平成21年11月10日開催

- ・ 後期計画策定に係る地域協議会からの意見について
- ・ 後期計画素案（案）について
- ・ 前期計画の達成状況（見込）等について

第5回 平成22年1月29日開催

- ・ 意見公募の結果について
- ・ 後期計画原案（案）について

②川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

No.	氏 名	選出団体（役職）	備 考
1	片野 広隆	川越市議会議員	20 年度・21 年度
2	川口 知子	川越市議会議員	20 年度・21 年度
3	中川 和弘	川越私立保育園協会	20 年度・21 年度
4	岩渕 勝好	学識経験者（東北福祉大学教授）	20 年度・21 年度
5	◎遠藤 克弥	学識経験者（東京国際大学副学長）	20 年度・21 年度
6	小寺 智子	学識経験者（弁護士）	20 年度・21 年度
7	○山本 貞子	学識経験者（幼児教育者）	20 年度・21 年度
8	金子 眞弓	川越市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会長	20 年度・21 年度
9	齋藤 晴夫	川越児童相談所所長	20 年度
10	鈴木 智子	川越児童相談所所長	21 年度
11	小田 伍良	川越手をつなぐ育成会会長	20 年度
12	小山 昭三	川越手をつなぐ育成会会長	20 年度・21 年度
13	金子 泉	川越地区私立幼稚園協会副会長	20 年度・21 年度
14	三瓶 康晴	川越市小学校校長会	20 年度
15	吉野 晴夫	川越市小学校校長会	21 年度
16	浅井 三郎	川越人権擁護委員協議会川越部会	20 年度
17	天野 利彦	川越人権擁護委員協議会川越部会	21 年度
18	小山 照子	川越市保健推進員協議会会長	20 年度・21 年度
19	小野澤 真里子	日本助産師会埼玉県支部川越地区助産 師会地区長	20 年度
20	宮崎 ゆき子	日本助産師会埼玉県支部川越地区助産 師会地区長	21 年度
21	久保木 裕子	NPO法人川越子育てネットワーク	20 年度
22	若杉 由美子	NPO法人川越子育てネットワーク	21 年度
23	芝波田 静香	公募委員	20 年度
24	福島 勝彦	公募委員	20 年度
25	坂 勉	公募委員	21 年度

◎会長 ○副会長



(2) 川越市次世代育成支援対策地域協議会

①開催状況

前期計画の実施状況及び課題について協議を行うとともに、後期計画の策定について検討し、児童福祉専門分科会に意見を提案しました。

平成20年度

協議会

第1回 平成20年5月12日開催

- ・後期計画の策定について
- ・後期計画策定に係るニーズ調査について
- ・児童福祉専門分科会への提案について

第2回 平成20年7月17日開催

- ・前期計画の進捗状況について
- ・後期計画の策定について

第3回 平成20年11月10日開催

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて
- ・後期計画策定に係るニーズ調査について
- ・事業主へのアンケート調査について
- ・次世代育成に関する子どもたちの作文・絵画について

第4回 平成21年1月19日開催

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて
- ・児童福祉専門分科会への提案について

後期計画策定部会

第1回 平成20年6月24日開催

- ・後期計画策定に係る市民ニーズの把握と意識啓発について

計画推進部会

第1回 平成20年12月1日開催

- ・児童福祉専門分科会への提案について

第2回 平成21年1月9日開催

- ・児童福祉専門分科会への提案について

平成21年度

協議会

第1回 平成21年5月11日開催

- ・後期計画の策定について
- ・後期計画策定に係るニーズ調査の結果について
- ・事業主へのアンケート調査の結果について

第2回 平成21年7月23日開催

- ・後期計画の個別施策案について
- ・後期計画策定に係る懇談会の結果について
- ・後期計画策定に係る地域協議会部会からの意見について
- ・前期計画の進捗状況について

第3回 平成21年10月2日開催

- ・後期計画策定に係る目標数値等について
- ・後期計画策定に係る公聴会の結果について
- ・ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査の結果について
- ・後期計画の個別施策案について
- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

第4回 平成21年10月29日開催

- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について
- ・後期計画素案（案）について
- ・前期計画の達成状況（見込）等について

第5回 平成22年1月21日開催

- ・意見公募の結果について
- ・後期計画原案（案）について

計画推進部会

第1回 平成21年7月14日開催

- ・後期計画の策定について
- ・前期計画の進捗状況について

第2回 平成21年8月7日開催

- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

第3回 平成21年9月8日開催

- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

第4回 平成21年9月30日開催

- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

②川越市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

No.	氏 名	選出団体	備 考
1	圓岡 徹哉	保育園入所児童保護者	20年度・21年度
2	○松本 朋子	幼稚園入園児童保護者	20年度
3	野口 華波	幼稚園入園児童保護者	21年度
4	小黒 貴太	学童保育室入室児童保護者	20年度・21年度
5	須賀 玲子	川越子育てサークル	20年度・21年度
6	○鈴木 静	川越子育てサークル	20年度・21年度
7	若杉 由美子	川越子育てサークル	20年度
8	田中 由香利	川越子育てサークル	21年度
9	山口 和子	あけぼの・ひかり児童園保護者	20年度
10	山内 芳子	あけぼの・ひかり児童園保護者	21年度
11	◎北野 由美子	川越市私立保育園協会	20年度・21年度
12	三上 友通	川越地区私立幼稚園協会	20年度・21年度
13	田村 道子	川越市家庭保育室連絡協議会	20年度
14	川合 洋子	川越市家庭保育室連絡協議会	21年度
15	忍田 誉	認可外保育施設（川越自由保育園協議会）	20年度
16	竹内 宏美	認可外保育施設（川越自由保育園協議会）	21年度
17	根岸 照子	川越商工会議所（事業主）	20年度・21年度
18	佐々木 浩	連合埼玉川越地域協議会	20年度
19	瀧澤 成光	連合埼玉川越地域協議会	20年度・21年度
20	岡野 和子	公立保育園園長会	20年度・21年度
21	勝浦 盛幸	公立保育園保育士	20年度・21年度

◎会長 ○副会長

（３）川越市次世代育成支援対策推進委員会

①開催状況

関係課長により前期計画の推進及び実施状況を各年度ごとに把握・点検を行うとともに、後期計画の策定について検討・調整を行いました。

平成２０年度

第１回 平成２０年７月２２日開催

- ・前期計画の進捗状況について
- ・後期計画の策定について

第2回 平成20年10月29日開催

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて

第3回 平成21年1月14日

- ・後期計画策定に係る個別施策の見直しについて

平成21年度

第1回 平成21年4月30日開催

- ・後期計画の策定について
- ・後期計画策定に係るニーズ調査の結果について
- ・事業主へのアンケート調査の結果について
- ・かわごえ子育てプラン推進のための提案について

第2回 平成21年7月17日開催

- ・後期計画の個別施策案について
- ・後期計画策定に係る懇談会の結果について
- ・後期計画策定に係る地域協議会部会からの意見について
- ・前期計画の進捗状況について

第3回 平成21年10月9日開催

- ・後期計画策定に係る目標数値等について
- ・後期計画策定に係る公聴会の結果について
- ・ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査の結果について
- ・後期計画の個別施策案について
- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について

第4回 平成21年11月4日開催

- ・後期計画策定に係る地域協議会からの意見について
- ・後期計画素案（案）について
- ・前期計画の達成状況（見込）等について

第5回 平成22年2月4日開催

- ・意見公募の結果について
- ・後期計画原案（案）について

②川越市次世代育成支援対策推進委員会委員名簿

No.	氏 名	役職名	備 考
1	栗原 薫	福祉部長	20 年度
2	吉野 誠一	福祉部長 (20 年度は福祉部副部長障害者福祉課長)	20 年度・21 年度
3	岨 康二	総合保健センター長(保健所参事)	20 年度
4	小室 博	福祉部副部長 (20 年度は福祉部参事福祉推進課長)	20 年度・21 年度
5	澤田 一成	政策企画課長	20 年度
6	風間 清司	政策企画課長(総合政策部副部長)	21 年度
7	横田 隆	行政改革推進課長 (20 年度は行政管理課長)	20 年度・21 年度
8	牛窪 佐千夫	職員課長(総務部副部長)	20 年度
9	矢部 竹雄	職員課長	21 年度
10	円城寺 実	財政課長	20 年度
11	小高 理典	財政課長	21 年度
12	渋谷 不二雄	市民活動支援課長	20 年度・21 年度
13	小室 義孝	安全安心生活課長(市民部参事)	20 年度
14	内山 久仁夫	安全安心生活課長	21 年度
15	内藤 節子	男女共同参画課長	20 年度
16	長壁 美佐子	男女共同参画課長	21 年度
17	岡部 宏	青少年課長(市民部参事) (20 年度は市民部副部長)	20 年度・21 年度
18	深井 晴光	障害者福祉課長	21 年度
19	渡邊 久美子	子育て支援課長(福祉部参事)	20 年度・21 年度
20	小谷野 明	保育課長	20 年度・21 年度
21	裏川 久子	健康づくり支援課長	21 年度
22	太田 賢次	商工振興課長(産業観光部副部長)	20 年度・21 年度
23	長峰 忠夫	道路環境整備課長(建設部副部長)	20 年度・21 年度
24	植松 久生	教育財務課長(教育総務部副部長)	20 年度
25	内藤 澄雄	教育財務課長(教育総務部参事)	21 年度
26	今井 孝雄	生涯学習課長	20 年度・21 年度
27	馬場 博	市民スポーツ課長	20 年度・21 年度
28	鈴木 健	中央公民館長	20 年度
29	清水 秀樹	中央公民館長	21 年度
30	中島 明男	教育指導課長(学校教育部参事)	20 年度・21 年度
31	細野 千尋	教育研究所長(学校教育部参事)	21 年度

(4) 次世代育成支援対策プロジェクト会議

①開催状況

関係課の担当職員により、前期計画の推進及び実施状況を各年度ごとに把握・点検を行うとともに、後期計画の策定について検討・作業を行いました。

平成20年度

第1回 平成20年5月8日開催

- ・前期計画の進捗状況について
- ・後期計画の策定について

平成21年度

第1回 平成21年6月3日開催

- ・後期計画の策定について
- ・後期計画策定に係るニーズ調査の結果について
- ・事業主へのアンケート調査の結果について

(5) 次世代育成に関する子どもたちの作文・絵画募集

次代の川越を担う子どもたちが考えている将来の夢や希望、未来の川越等を認識するため、小・中学生を対象に作文・絵画を募集しました。

- ①テーマ 作文「住みたい川越」
絵画「住みたい川越」「地域の方や家族で過ごした一日」
- ②募集期間 平成20年7月から9月
- ③応募者 作文 小学生 61名（低学年21名・高学年40名）
中学生 5名
絵画 小学生147名（低学年94名・高学年53名）
- ④審査結果 作文 小学生（低学年・高学年）
各最優秀賞1名・優秀賞2名
中学生 最優秀賞1名・優秀賞1名
絵画 小学生（低学年・高学年）
各最優秀賞1名・優秀賞2名
- ⑤展示会 平成20年12月13日・14日
中央図書館展示室（来場者275名）

(6) 事業主への子育て支援に関するアンケート調査

川越市内の事業所の企業経営における子育て支援に関する実態を把握し、次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の策定に係る基礎資料を得るため、事業主へのアンケート調査を実施しました。

- ①調査対象 川越商工会議所役員・議員の事業所 100社
- ②調査期間 平成20年11月20日から12月19日
- ③調査結果 回収数27社 回答率27%

(7) 次世代育成支援に関するアンケート調査

子育て支援に関する市民の生活実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定するための基礎資料を得るため、市民ニーズ調査を実施しました。

①アンケート調査

・調査対象

平成20年4月1日現在、12歳未満の児童を養育する家庭
（就学前児童1,440サンプル・就学児童1,380サンプル）
平成20年4月1日現在、12歳以上14歳以下の児童
（中学生120サンプル）

・調査期間

平成20年12月11日から12月25日

・調査結果

就学前児童	回収数	867	回収率60.2%
就学児童	回収数	830	回収率60.1%
中学生	回収数	77	回収率64.2%
合計	回収数	1,774	回収率60.3%

②ヒアリング調査

・調査対象

市内の育児サークル等に参加している市民
（60サンプル）

・調査期間

平成21年2月

・調査結果

回答者数56 回答率93.3%

(8) 関係団体との懇談会

次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定するにあたり関係団体の意見を計画に反映させるため、懇談会を行いました。

①認可外保育施設	平成21年6月 2日	団体出席者	会長	1名
②家庭保育室連絡協議会	平成21年6月18日	団体出席者	会長	他7名
③私立保育園協会	平成21年6月30日	団体出席者	会長	他8名
④学童保育の会	平成21年7月 3日	団体出席者	会長	他6名
⑤保育をよくする会	平成21年7月 6日	団体出席者	会長	他8名
⑥私立幼稚園協会	平成21年7月24日	団体出席者	会長	他16名

(9) ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査

ひとり親家庭の意識や生活実態を把握し、その生活の安定と向上を図ることを目的としてニーズ調査を実施しました。

①対象者	母子世帯、父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯			
②調査期間	平成21年8月1日から8月31日			
③調査結果	母子世帯	サンプル数2,370		
		回収数1,150	回収率48.5%	
	父子世帯	サンプル数24		
		回収数12	回収率50.0%	
	寡婦世帯	サンプル数150		
		回収数115	回収率76.7%	
	養育者世帯	サンプル数18		
		回収数9	回収率50.0%	

(10) 公聴会

次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の原案を策定するにあたり広く市民の意見を聴取するため、公聴会を開催しました。

- ①開催日 平成21年8月23日
- ②意見発表者 4名
- ③市職員 福祉部長 他7名
- ④傍聴人 17名
- ⑤意見要旨

No.	意見発表者	意見要旨
1	T氏	・学童保育について
2	S氏	・発達障害等の疑われる子どもへのサポート体制の強化について（担当スタッフの増員） ・保育所の第三者評価制度の導入について（認可園にも公立園と同等の補助を） ・新保育園の設立には公募方法も（市の土地の提供、市の仲介により公募を行う。） ・放課後の小学校校庭利用について（ボランティアの活用）
3	O氏	・子育てサークルへの補助について ・小中学校の少人数学級の全学年実現に向けて ・中高一貫教育について
4	Y氏	・食育について（農業体験、農協との協働）

(11) 意見公募

後期計画の素案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

- ①募集期間 平成21年12月7日～平成22年1月6日
- ②対象者
 - ・市内に住所を有する者
 - ・市内の事業所又は学校等に在勤・在学する者
 - ・利害関係者
- ③意見数 1名・1件
- ④意見要旨

No.	氏 名	意見要旨	該当箇所
1	Y氏	交通安全のための朝の旗当番について、未就学児がいることや働いていることを理由に免除されない。このような現状では、さらに子供を産もうという気にはなれない。シルバー人材の方をお願いするようなことはできないか。 P T Aなど学校や地域に親がどのように関わっているのか現状を把握し、乳幼児のいる方、働いている方でも無理せずに済み、一部の方のみに負担がかかるようなことがない学校や地域と親との関わり方を考えてもらいたい。	目標5 (4)-1、3 目標7 (4)-2、7

かわごえ子育てプラン
～川越市次世代育成支援対策行動計画～
後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

平成 22 年 3 月

発行 川越市
編集 川越市福祉部子育て支援課
〒350-8601
川越市元町 1-3-1
TEL：049-224-8811（大代表）
FAX：049-223-8786
E-mail：kosodateshien@city.kawagoe.saitama.jp

※表紙のイラストは川越子育てネットワークの樋浦めぐみさんの作品です。

※中表紙の絵画は平成 20 年度に行った「次世代育成に関する子どもたちの絵画」
の入賞作品です。



再生紙を使用しています

